

東日本大震災における銀行界の対応と今後の課題

平成 25 年 3 月

一般社団法人全国銀行協会

# 目 次

はじめに	1
<b>I. 東日本大震災の被害状況と政府等の対応</b>	2
1. 東日本大震災の被害状況	2
2. 金融機関等の被害状況	2
(1) システム上の被害	2
(2) 本部・営業店の被害	3
3. 政府等の対応	4
(1) 金融担当大臣と日銀総裁の連名による「金融上の措置」	4
(2) 復興に向けた政府の取組み	5
4. 日本銀行の対応	8
(1) 金融政策面の取組み	9
(2) 業務継続に向けた取組み	10
(3) 金融市場インフラの信認確保のための情報発信	10
<b>II. 東日本大震災における全銀協の対応</b>	12
1. 政府等による一連の要請への対応	12
(1) 政府・日銀による要請への対応	12
(2) 電力問題への対応	13
2. 被災した預金者等に係る対応	13
(1) 取引のある金融機関以外での預金の払出し	13
(2) 親族等本人以外への預金払出し	14
(3) 被災者預金口座照会制度	15
(4) 義援金の振込みに係る対応	16
(5) 個人信用情報に係る対応	17
(6) 被災者向けの広報活動	17
3. 決済システムに係る対応	18
(1) 手形交換に係る特別措置	18
(2) 休業手形交換所への対応	18
(3) 「全銀システム」の対応	19
4. 東日本大震災に係る要望活動	19
5. 二重債務問題解消に向けた対応（「個人債務者向けの私的整理に関するガイドライン」の策定に係る取組み）	25

6. 「震災対応にかかる業務継続計画（BCP）に関するガイドライン」の策定 .....	26
7. 「全銀 e-ビジネスマーケット」のウェブサイトを活用した復興応援策の実施 .....	27

Ⅲ. 東日本大震災における銀行界の対応（会員銀行向けアンケート調査結果より） .....	28
---	----

1. 東日本大震災後における銀行の取組み (1) 東日本大震災直後の取組み (2) 復旧・復興段階（2012年8月現在まで）における銀行の取組み (3) 今後予定・検討している復興関係の取組み	28 28 29 31
2. 東日本大震災対応を通じて銀行が重要と認識した点 (1) 初期対応 (2) 復旧対応 (3) 復興対応	32 32 32 33
3. 今後の大規模災害に向けた課題 (1) 銀行の大規模災害対応に係る今後の課題 (2) 「政府・行政」に求められる取組み (3) 「銀行界全体」に求められる取組み	33 33 34 34

Ⅳ. 大規模災害への対応と今後の課題 .....	35
-----------------------------	----

おわりに .....	37
---------------	----

資料編：東日本大震災・福島原子力発電事故への対応に関する要望
--------------------------------

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により尊い命を失われた方々に深い哀悼の念を表し、また、被災された皆様に対して心よりお見舞い申し上げます。さらに、震災からの復興に尽力されている方々に敬意を表します。

## はじめに

「東日本大震災」は、死者1万5千人以上、行方不明者2千人以上にのぼり、わが国における第二次世界大戦後最大規模の自然災害となった。その被害は、地震の揺れにより生じたものだけでなく、地震により生じた津波が東北地方太平洋側を中心に広い範囲に被害を及ぼすなど、文字どおりの大惨禍となった。また、東京電力の福島第一原子力発電所が被災し、設備の損壊により放射性物質の飛散・漏出が生じたことによる深刻な問題は、今なお続いている。

このような極めて大きな被害が生じたものの、銀行をはじめとする金融機関は、総じて安定的に業務を継続し、金融インフラとしての機能は正常に維持された。その背後には、金融機能および決済機能の維持のため、すべての銀行・金融インフラ提供者・中央銀行および関係当局の懸命な努力と取組みがあった。また、復興に係る取組みにおいても、政府レベルで対応しているものに加えて、銀行界として対応しているほか、各銀行が創意工夫して支援している。本レポートでは、そのような努力と取組みを記録するとともに、今回の経験を踏まえた将来への示唆を得ることを期して作成したものである。

本レポートの第Ⅰ章「東日本大震災の被害状況と政府等の対応」では、東日本大震災の被害状況を概観し、金融機能・決済機能への被害を中心とした金融機関等の被害状況とそれに対する政府や日本銀行（以下「日銀」という。）の対応を述べている。第Ⅱ章「東日本大震災における全銀協の対応」では、全国銀行協会（以下「全銀協」という。）による政府等への働きかけ、被災した預金者等への対応、決済システムにおける特別な対応などについて記述している。本レポート作成に当たって実施した会員向けアンケートから明らかとなった各銀行における震災・業務継続に係る対応や今後の復興に向けた課題・取組みについては、第Ⅲ章「東日本大震災における銀行界の対応」で紹介している。そのうえで、第Ⅳ章「大規模災害への対応と今後の課題」では、これらを踏まえて得られた示唆を整理している。

本レポートが、将来の災害時の被害を極力緩和するための参考となり、金融機関の業務継続に資するとともに、東日本大震災からの復興に役立つこととなれば、幸いである。

## I. 東日本大震災の被害状況と政府等の対応

### 1. 東日本大震災の被害状況

2011年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、宮城県北部では震度7を観測したほか、東北地方を中心とする広い範囲で震度6以上を記録した<sup>1</sup>。また、地震発生後、東北地方の太平洋沿岸部各地に国内観測史上最大級の高さの津波が押し寄せた。「未曾有の巨大地震」とも報じられ<sup>2</sup>、死者15,878名、行方不明者2,713名、建築物被害（全壊および半壊）は397,317戸と甚大な人的・物的被害をもたらした<sup>3</sup>。

さらに、福島第一原子力発電所が深刻な被害を受けたことから、大量の放射性物質が周辺地域に放出され、多数の周辺住民が避難しただけでなく<sup>4</sup>、風評を含めた被害の賠償や除染が大きな問題になる等の影響も生じている。

### 2. 金融機関等の被害状況

東日本大震災は、甚大な社会的、経済的な被害をもたらし、金融機関においても営業店の一部を閉鎖する等の影響が生じた。しかし、このような状況にも関わらず、金融・決済機能の維持に向けた被災地金融機関の懸命な努力とともに、決済システムと金融機関の業務継続体制の整備に向けた取組みにより、わが国決済システムや金融機関は、震災発生後も全体として安定的に業務を継続し、金融インフラとしての正常な機能を維持した<sup>5</sup>。以下では、金融機関における被害状況を概説する。

#### (1) システム上の被害

##### ① 各金融機関のシステムセンター

各金融機関のシステムセンター（共同システム利用金融機関の場合は、共同システムセンター）は、地震を想定した耐震・免震対応がなされていたこともあり、東日本大震災が直接的な原因となって、機能が完全に停止したり、バックアップシス

<sup>1</sup> 緊急災害対策本部「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について」2012年1月27日17:00 (<http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201211271700jisin.pdf>, 2012年12月18日最終閲覧)。

<sup>2</sup> 『日本経済新聞』社説(2011年3月12日)。

<sup>3</sup> 復興庁「復興の現状と取組」2012年12月14日 ([http://www.reconstruction.go.jp/topics/20121214\\_sanko03.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/20121214_sanko03.pdf), 2012年12月18日最終閲覧)。

<sup>4</sup> 復興庁「復興の現状と取組」2012年12月14日 ([http://www.reconstruction.go.jp/topics/20121214\\_sanko03.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/20121214_sanko03.pdf), 2012年12月18日最終閲覧)によれば、避難指示区域からの避難者数は2012年12月11日時点で約11万人となっている。

<sup>5</sup> 日本銀行(2011)「決済システムレポート2010-2011」要旨。

テムを利用したりした金融機関は見受けられなかった<sup>6</sup>ものの、本部や営業店とシステムセンターを結ぶネットワークが遮断された事例が多数生じた<sup>7</sup>。

## ② 民間決済システム

### a. 手形交換所

被災地の一部の手形交換所では施設が損壊したほか、参加金融機関の支店に甚大な被害が発生（Ⅰ． 2． (2)参照）し、手形・小切手を交換所に持ち寄ることが困難となったため、2011年3月14日時点で29の手形交換所が休業した。その後の復旧努力により、約3か月後の6月21日時点で休業手形交換所は3か所まで減少し、2012年12月5日時点では福島県の2か所となっている。なお、主要な手形交換所が参加金融機関の店舗の範囲を拡大することにより、休業手形交換所の機能を代替する緊急処置が講じられ、手形決済の機能が早期に回復した（Ⅱ． 3． (2)参照）。

### b. その他民間決済システム

資金決済、証券・デリバティブ取引の振替決済・清算を担う民間決済システムは、震災当日の決済について、東京証券取引所および大阪証券取引所が「影響は見られない」との声明を公表する等<sup>8</sup>、震災発生後においても安定的に稼働し、ほぼ通常どおりの決済業務を継続した。被災地の一部金融機関では、建物・設備損壊等の影響から、一時、為替業務の継続が困難となったが、2011年3月末までにすべて復旧した<sup>9</sup>。

## (2) 本部・営業店の被害

銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関の被害状況をみると、震災直後は、東北6県および茨城県に本店のある72金融機関の全営業店2,700のうち、1割強に相当する

---

<sup>6</sup> 例えば、東邦銀行では、事務センターは建物全体が耐震構造、ホストコンピューター室は免震構造となっていたため、ホストコンピューターの稼働に問題は生じなかった（東邦銀行（2012）「東日本大震災の総括」p39）。

なお、東邦銀行では、東日本大震災の経験を踏まえて、2012年3月、同行の対応等を取りまとめた2種類の冊子を発刊するとともに同行のウェブサイトで公表している。「東日本大震災の総括」（[http://www.tohobank.co.jp/common/html/shinsai\\_soukatsu.pdf](http://www.tohobank.co.jp/common/html/shinsai_soukatsu.pdf), 2012年12月18日最終閲覧）では、同行における具体的な対応や震災を踏まえた業務改善計画の見直しの方向性が、また、「東日本大震災の記憶～現場からの声～」（[http://www.tohobank.co.jp/common/html/shinsai\\_kioku.pdf](http://www.tohobank.co.jp/common/html/shinsai_kioku.pdf), 2012年12月18日最終閲覧）では、営業店等における被災時の様子等が、それぞれ記されており、こうした取組みは情報・経験のフィードバックという観点で参考となる。

<sup>7</sup> 金融情報システムセンター（2012）「金融情報システム 春（No.320）」pp5-15。

<sup>8</sup> 東京証券取引所「先ほどの地震について」2011年3月11日（[http://www.tse.or.jp/news/30/110311\\_b.html](http://www.tse.or.jp/news/30/110311_b.html), 2012年12月18日最終閲覧）。

大阪証券取引所「本日（平成23年3月11日（金））の地震の影響について」2011年3月11日（<http://www.ose.or.jp/news/19582>, 2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>9</sup> 日本銀行「決済システムレポート2010-2011」p4。

約 280 か店が閉鎖となった<sup>10</sup>。その後、2011 年 3 月 28 日には約 170 か店、4 月 25 日には 114 か店となり、震災発生から約半年後の 9 月 12 日には 55 か店まで閉鎖営業店は減少し、2012 年 11 月 30 日現在、41 か店となっている。なお、閉鎖営業店においても、近隣の他店舗内での臨時窓口、仮設店舗、相談専用ダイヤル等を設置するなどして、顧客対応に努めている。

被災地の金融機関の中には、震災直後の 3～4 日間は連絡をとることができず、本店・支店を含めて状況が全く把握できない金融機関もあったが、そのような金融機関においても、銀行休業日を含めて、一部のシステムがダウンしていたため手作業で預金の払い戻しに応じるなど、利用者の便宜を考えた適切かつ柔軟な対応が行われた<sup>11</sup>。

### 3. 政府等の対応

中央省庁および被災自治体等は、震災発生直後、未曾有の複合的な大災害の発生を受けて、通常の災害時に発動する既存の措置に加え、金融行政上の各種対応、累次の補正予算等による特別な融資・信用保証制度等の創設<sup>12</sup>、二重債務問題<sup>13</sup>への対応等のための制度整備を実施し、被災者に対する金融上の措置を講じてきた<sup>1415</sup>。

#### (1) 金融担当大臣と日銀総裁の連名による「金融上の措置」

震災発生当日（2011 年 3 月 11 日）には、金融担当大臣と日銀総裁の連名で「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」（以下「金融上の措置」という。）が各金融機関に要請された。同要請は、被災者の当

---

<sup>10</sup> 同上、pp3-4。

<sup>11</sup> 震災対応セミナー実行委員会（2012）『3.11 大震災の記録—中央省庁・被災自治体・各士業等の対応—』p404。

<sup>12</sup> 平成23年度第1次補正予算において①「東日本大震災復興緊急保証」および②「東日本大震災復興特別貸付」が新設されている。中小企業庁「東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況（2011年3月14日～2012年12月7日）」（<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/2012/12W1.htm>, 2012年12月18日最終閲覧）によると、①の累計実績は1兆9,908億円、②は5兆679億円となっている。また、2011年6月1日には、福島県と経済産業省の合意にもとづき設立された「特定地域中小企業特別資金」制度の融資申請受付が開始されている。

<sup>13</sup> 2011年6月17日、関係閣僚会合で取りまとめられた「二重債務問題への対応方針」（<http://www.cas.go.jp/jp/siryuu/pdf/20110617taiouhousin.pdf>, 2012年12月18日最終閲覧）では、「二重債務問題」を「被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題」と説明している。

<sup>14</sup> 参議院財政金融委員会調査室（2012）「被災者に対する金融上の支援措置の現状と課題—改正金融機能強化法と二重債務問題対策を中心に—」。

<sup>15</sup> 業務継続計画（BCP）の見直しについては、例えば、金融庁では、「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定・改定するとともに公表しており、災害時にはこれに沿った対応を実施することとしている。

金融庁「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」2012年8月29日（<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120829-1/02.pdf>, 2012年12月18日最終閲覧）。

面の資金確保を容易にするためのものであり<sup>16</sup>、これまでの災害時には、財務局長と日銀支店長の連名で行われているが、東日本大震災の被害の甚大さに鑑みて、金融担当大臣と日銀総裁の連名で要請を行うこととされた<sup>17</sup>。金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への主な要請内容は以下のとおり<sup>18</sup>。

- ①預金通帳や印鑑を紛失した場合における預金払い戻しへの柔軟な対応
- ②震災のため支払いができない手形・小切手の不渡処分についての配慮
- ③貸出金の返済猶予や貸出の迅速化
- ④生命保険金・損害保険金の簡易・迅速な支払い

また、2011年3月20日と23日には、金融庁監督局長名で関係金融機関に対して以下の要請が行われた。

2011年3月20日の要請「平成23年東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」は、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ積極的な対応を求めるとともに、震災後全損し営業ができない状況の金融機関があることから、他の営業店または他の金融機関と連携し、被災者の状況に応じて弾力的・迅速に、きめ細かく対応することを要請するものであった<sup>19</sup>。

同年3月23日の要請「平成23年東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について」では、年度末の資金需要期を迎えることから、改めて、被災者に対するより一層の配慮やきめ細かい弾力的・迅速な対応が要請された<sup>20</sup>。

また、被災地金融機関の多くを管轄する東北財務局では、①被災地金融機関被害状況の把握、②早期の災害復旧のための災害査定業務の迅速化、③財政投融资制度の弾力的運用、④被災者の仮設住宅設置等のための国有財産に関する地方公共団体への情報提供のほか、各種金融面での復旧・復興支援を行った<sup>21</sup>。

## (2) 復興に向けた政府の取組み

<sup>16</sup> 災害対策基本法第36条第1項にもとづく金融庁防災業務計画に規定されており、災害における金融上の措置として要請する事項については、業態ごとの監督指針において定められている。

<sup>17</sup> 震災対応セミナー実行委員会（2012）「3.11大震災の記録—中央省庁・被災自治体・各士業等の対応—」pp402-403。

<sup>18</sup> 金融庁「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」2011年3月11日（<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110311-3.html>、2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>19</sup> 金融庁「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」2011年3月22日（<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110322-1.html>、2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>20</sup> 金融庁「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について」2011年3月23日（<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110323-2.html>、2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>21</sup> 岡部憲昭（2012）「東北財務局の3.11～大震災からの復旧・復興に向けた9か月の取り組み～」『ファイナンス』2011年12月号、PP8-14。



政府では、復興に向けて、必要な予算手当てを行ったほか、復興基本法を成立・施行し、復興庁を開庁するなど、各種の施策を実施しているが、財政・金融面での主な取組みは図表 1－1 のとおりである。

図表 1－1 復興に向けた政府の取組み（財政・金融面）

2011年	
3月11日	東日本大震災発生 →災害対策本部発足。応急対策を開始。
5月2日	第1次補正予算成立 ※復興経費4兆153億円うち、災害関連融資関係経費として6,407億円を計上。
6月17日	関係閣僚会合、「二重債務問題への対応方針」を取りまとめ ※中小企業および農林水産業等、個人住宅ローンおよび金融機関に分けて、必要な政策的取組みを提示。主な提案は以下の2点。 ➤ 金融機関において、個人事業者の債務に係る「個人向けの私的整理ガイドライン」を策定。 ➤ 「中小企業基盤整備機構」および金融機関等において「中小企業再生ファンド」を新たに岩手県、宮城県などの被災県に設立。
6月24日	復興基本法（東日本大震災復興基本法）、施行
7月25日	第2次補正予算成立 ※復興経費1兆9,106億円のうち、二重債務問題対策関係経費として774億円を計上。
7月29日	復興基本方針、策定 ※復興期間、事業規模、復興財源、施策の方向性について規定。
9月14日	金融庁、仙台銀行（300億円）および筑波銀行（350億円）に対する資本参加を決定
10月17日	取崩し型復興基金、創設 ※単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できるための資金として創設。 ※被災した中小企業、農林漁業者および二重ローンを抱える被災者の融資への利子補給（90億円）を実施。
11月21日	第3次補正予算成立 ※復興経費9兆2,438億円のうち、災害関連融資関係経費として6,716億円を計上。
11月30日	復興財源確保法（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法）、成立
12月7日	復興特別区域法（東日本大震災復興特別区域法）、成立
12月8日	金融庁、七十七銀行（200億円）に対する資本参加を決定
2012年	
2月9日	復興推進計画第1号認定（岩手、宮城）
2月10日	復興庁、開庁
2月22日	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」、設立 ※同年3月5日、業務開始。
4月5日	平成24年度予算成立 ※復興経費3兆7,754億円のうち、災害関連融資関係経費として1,210億円を計上。
7月13日	福島復興再生基本方針、閣議決定

（復興庁（2012）「復興の現状と取組」（2012年11月9日）等をもとに作成）

また、今後の復興に向けて、財政・金融面での制度整備が行われている。図表 1－2 は、中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る法整備などの東日本大震災を受けた主な法整備（財政・金融面および税制面の措置）をまとめたものである。

図表 1 - 2 東日本大震災を受けた主な法整備（財政・金融面および税制面の措置）

法令の名称等	成立・公布・施行日
<p>第 177 通常国会（2011 年 1 月 24 日～8 月 31 日）</p> <p>中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（改正中小企業金融円滑化法）            ※2011 年 3 月 31 日成立・公布・施行の改正中小企業金融円滑化法では金融円滑化法の期限を 2012 年 3 月 31 日まで 1 年間延長。その後、2012 年 3 月 31 日成立・公布・施行の改正円滑化法では、2013 年 3 月 31 日まで再延長。            ※2011 年 5 月 31 日、東日本大震災の被災地域にある金融機関向けに、中小企業金融円滑化法にもとづく開示・報告義務の一層の弾力化を行うことを目的として、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等」を公布・施行。</p>	<p>2011 年 3 月 31 日成立、公布および施行</p>
<p>・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律            ・地方税法の一部を改正する法律            ※銀行に関する措置内容は図表 2 - 6 を参照。</p>	<p>2011 年 4 月 27 日成立、公布および施行</p>
<p>東日本大震災復興基本法            ※東日本大震災を受けて、復興に向けての基本理念、復興庁の設置、復興財源の確保（復興債の発行等）、復興特区、東日本大震災復興対策本部の設置について規定。</p>	<p>2011 年 6 月 20 日成立            2011 年 6 月 24 日公布</p>
<p>東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律            ※銀行に関する措置内容は図表 2 - 7 を参照。</p>	<p>2011 年 6 月 22 日成立            2011 年 6 月 29 日公布            2011 年 7 月 27 日施行</p>
<p>第 179 臨時国会（2011 年 10 月 20 日～12 月 9 日）</p>	
<p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法            ※同法にもとづき、2012 年 2 月 22 日、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」が発足。同機構の概要は以下のとおり。            ▶ 目的：いわゆる二重債務問題への対策として、東日本大震災による被害により、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする者に対して、金融機関等が有する債権の買取等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援すること。            ▶ 業務開始日：2012 年 3 月 5 日            ▶ 活動実績：2012 年 5 月 16 日、第 1 号の措置として福島県浜通りの農事組合法人への支援を決定。            ▶ その他：金融庁、復興庁および中小企業庁は、2012 年 7 月 17 日、連携して機構の取組みを支援する内容の声明を公表。</p>	<p>2011 年 11 月 21 日成立            2011 年 11 月 28 日公布            2011 年 11 月 28 日施行（一部）</p>
<p>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法            ※復興施策に必要な財源を確保するため、復興特別税の創設、復興債の発行等、所要の措置。            ▶ 平成 25 年から 49 年までの 25 年間、預金利子所得を含む所得税の額に 2.1%の付加税を課す。            ▶ 平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間、法人税額に 10%の付加税を課す。            ▶ 復興費用の財源として復興債（23 年度から 27 年度までの 5 年間、償還期限：49 年度）を発行可とする。</p>	<p>2011 年 11 月 30 日成立            2011 年 12 月 2 日公布および施行</p>
<p>・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律            ・地方税法の一部を改正する法律            ※銀行に関する措置内容は図表 2 - 6 を参照。</p>	<p>2011 年 12 月 7 日成立            2011 年 12 月 14 日公布および施行</p>
<p>東日本大震災復興特別区域法            ※東日本大震災復興基本法（2011 年 6 月 20 日成立）の趣旨に沿って、復興特別区域制度（いわゆる、復興特区制度。被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限って、規制の特例その他の特別措置を適用する制度）の整備等について、被災地域の意見を踏まえつつ、総合的に検討を加え、法制</p>	<p>2011 年 12 月 7 日成立            2011 年 12 月 14 日公布            2011 年 12 月 26 日施行</p>

<p>上の措置を講ずる内容。  ※財政・金融面では、復興特区において、復興交付金や利子補給金を給付。  税制面では、特別償却および税額控除等を措置。</p>	
--	--

東日本大震災を受けた金融検査・監督上の対応は図表 1－3 のとおりである。

図表 1－3 日本大震災を受けた金融検査・監督上の対応

各種対応の内容	公表日等
平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化 ※銀行に関する措置の内容は図表 2－6 および 2－7 を参照。	2011 年 3 月 31 日
東北地方太平洋沖地震による金融機関等の報告の提出期限等に係る特例措置 ※銀行に関する措置の内容は図表 2－7 を参照。	2011 年 3 月 31 日
「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について」に関するよくあるご質問 (FAQ) ※銀行に関する措置の内容は図表 2－6 および 2－7 を参照。	2011 年 5 月 24 日
東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令 ※銀行に関する措置の内容は図表 2－7 を参照。	2011 年 6 月 22 日 公布および施行
「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正 ※「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の成立を受けた震災特例について規定。	2011 年 7 月 26 日、27 日
「資本性借入金」の積極的活用について周知 ※「資本性借入金」の積極的な活用を促進することにより、東日本大震災の影響や今般の急激な円高の進行等から資本不足に直面している企業のバランスシートの改善を図り、経営改善につなげることを目的とするもの。 ※本件に関連して、2012 年 2 月 17 日には「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問 (FAQ)」を公表。	2011 年 11 月 22 日

なお、全銀協は、2011 年 4 月 14 日に「東日本大震災・福島原子力発電所事故への対応に関する要望」(資料編参照)を公表し、法整備を含む各種措置を関係各方面に要望している(要望に関連する具体的な措置内容についてはⅡ. 4. 参照)。

#### 4. 日本銀行の対応

日銀は震災当日、日銀ネットが通常どおり稼働していることを公表するとともに、災害対策本部を設置したほか、金融担当大臣と日銀総裁の連名で、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出した(Ⅰ. 3. (1)参照)。

なお、日銀では、震災発生の翌営業日である 3 月 14 日には被災県も含むすべての支店において、通常どおり営業した<sup>22</sup>。

<sup>22</sup> 日本銀行「総裁記者会見要旨」2011 年 3 月 14 日 (<http://www.boj.or.jp/announcements/pres>)

東日本大震災に係る日銀の対応は次のとおり。

#### (1) 金融政策面の取組み

日銀は、東日本大震災を受けて、中央銀行としての金融・決済サービス提供に関する業務に加えて、金融政策面等から様々な対応を講じた。主な対応は次のとおり。

##### ① 資金供給オペレーション

日銀は、金融市場の安定確保の観点から、震災後最初の営業日である2011年3月14日には、21.8兆円の資金供給オペレーションを実施し、その後も連日大量の資金供給を続けた<sup>23</sup>。また、東日本大震災に関連した円相場の動きへの対応として、日本当局からの要請にもとづき、米国、英国、カナダ当局および欧州中央銀行は、2011年3月18日に、日本とともに為替市場における協調介入に参加することを決定した<sup>24</sup>。

##### ② 金融緩和の強化

日銀は、2011年3月14日の金融政策決定会合において、東日本大震災の発生後、金融市場および金融機関の業務遂行への影響を把握するとともに、金融機能の維持および資金決済の円滑を確保するために、万全の措置を講じ、また、適切な金融市場調節の実施を通じて弾力的な資金供給を行っているとの情勢認識のもと、金融緩和の強化を決定した<sup>25</sup>。

##### ③ 被災地金融機関に対する資金供給オペレーション

日銀は、被災地の金融機関の初期対応を資金面から支援していくことが必要と判断し、2011年4月28日の金融政策決定会合において、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の実施を決定した。具体的には、被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関を対象に、貸付期間1年、貸付利率0.1%、貸付総額1兆円の資金供給オペレーションを実施することとした<sup>26</sup>。このほか、同日の金融政策決定会合において、被災地金融機関の資金調達余力を確保する観点から、被災地の企業や地方公共団体の債務に関する日銀の担保適格要件を緩和することも決定した<sup>27</sup>。

---

s/kaiken\_2011/kk1103b.pdf, 2012年12月18日最終閲覧)。

<sup>23</sup> 日本銀行「東日本大震災におけるわが国決済システム・金融機関の対応」p7。

<sup>24</sup> 財務省「G7財務大臣・中央銀行総裁の声明(2011年3月18日)」 ([http://www.mof.go.jp/international\\_policy/convention/g7/cy2011/g7\\_230318.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g7/cy2011/g7_230318.htm), 2012年12月18日最終閲覧)。

<sup>25</sup> 日本銀行「金融緩和の強化について」2011年3月14日 ([http://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2011/k110314a.pdf](http://www.boj.or.jp/announcements/release_2011/k110314a.pdf), 2012年12月18日最終閲覧)。

<sup>26</sup> 日本銀行「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの概要」2011年4月28日 ([http://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2011/re1110428a.pdf](http://www.boj.or.jp/announcements/release_2011/re1110428a.pdf), 2012年12月18日最終閲覧)。

<sup>27</sup> 日本銀行「東日本大震災におけるわが国決済システム・金融機関の対応」p8。

## (2) 業務継続に向けた取組み

### ① 日本銀行券の供給、損傷銀行券・貨幣の引換え

日銀は、大規模災害時に当座の生活資金の手当てや先行きに対する不安から、預金者の預金の引出しが増加する傾向にあることを踏まえて、被災直後の2011年3月12日、13日には、青森、仙台、福島各支店や盛岡事務所において、金融機関への現金供給を継続した。また、週明け14日以降も、被災地金融機関による現金手当ては増加を続け、東北地方に所在する日銀支店・事務所での現金支払いは、被災後1週間で累計約3,100億円となり、前年同期の約3倍の規模に達した<sup>28</sup>。

### ② 日銀ネットおよび民間決済システムの安定運行確保

日銀のシステムセンター所在地でも震度5弱を記録したが、日銀ネットの運行に支障はなく、安定的な稼働が維持された。日銀は、円滑な金融・決済機能が維持されるよう、民間決済システムの震災後の動向も把握・注視し、必要に応じて日銀ネットの決済時間延長などの措置をとった<sup>29,30</sup>。

### ③ 国庫・国債代理店事務の円滑な遂行に向けた措置

日銀は、東北地方に所在する一般代理店(民間金融機関本支店)等の多くが被災し、これらを通じた国庫・国債関係事務の遂行が一時困難となったことを受け、また、震災発生翌週が国庫金支払事務の月中ピークに当たることも踏まえ、事務継続の困難な一般代理店における対官庁関係事務を引き受けるなど、業務を継続する措置を講じた<sup>31</sup>。

### ④ 考査に係る対応

日銀は、東日本大震災を受け、考査を予定していた金融機関のうち、震災や計画停電による業務への影響が見込まれる金融機関について、考査の実施を中止するなど、震災に伴う金融機関業務への影響に配慮した<sup>32</sup>。

## (3) 金融市場インフラの信認確保のための情報発信

日銀は、震災発生直後から、ホームページ等を通じて、日銀の業務継続状況や、決済システムや金融機関の対応について、正確かつ迅速に情報を発信することに尽力するとともに、国際会議や国内外での講演などあらゆる機会を通じて、わが国金融インフラの

<sup>28</sup> 同上、p2。

<sup>29</sup> 同上、pp4-5。

<sup>30</sup> 日本銀行「決済システムレポート 2010-2011」p3。

<sup>31</sup> 日本銀行「東日本大震災におけるわが国決済システム・金融機関の対応」pp5-6。

<sup>32</sup> 日本銀行「2012年度の考査の実施方針等について」2012年3月30日 ([http://www.boj.or.jp/finsys/exam\\_monit/exampolicy/kpolicy12.pdf](http://www.boj.or.jp/finsys/exam_monit/exampolicy/kpolicy12.pdf), 2012年12月18日最終閲覧)。

状況や国内経済の動向に関する情報発信にも努めた<sup>3334</sup>。

---

<sup>33</sup> 日本銀行「決済システムレポート 2010-2011」p3。

<sup>34</sup> 例えば、2011年4月11日のThe Institute of Regulation & Risk, North Asia 主催の会合における白川方明日本銀行総裁による開会挨拶。日本銀行「東日本大震災後1か月：金融インフラの重要性」2011年4月11日  
([http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen\\_2011/data/ko110411a.pdf](http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2011/data/ko110411a.pdf), 2012年12月18日最終閲覧)。

## II. 東日本大震災における全銀協の対応

全銀協では、当局からの要請等にもとづき、被災した預金者や企業への対応を行った。また、当局に対する法整備等に係る要望書を取りまとめ、その実現に向けた活動を行ったほか、二重債務問題の解消に向けた積極的な活動を実施した。さらに、東日本大震災を踏まえて、「震災対応にかかる業務継続計画（BCP）に関するガイドライン」を策定した。

本章では、これらの全銀協の対応について概説する。

### 1. 政府等による一連の要請への対応

#### (1) 政府・日銀による要請への対応

震災発生当日、金融担当大臣と日銀総裁の連名で金融上の措置が各金融機関に要請された（I. 3. (1)参照）。これを受けて、全銀協では、会員銀行に対して、次の①～③等の必要な金融上の措置を講じ、被災地域における銀行取引の円滑化に万全を期すよう、要請内容の周知徹底を行った。

- ①預金通帳、証書、届出の印鑑等を紛失した場合でも、預金者本人の確認を前提に預金の払戻しを行うことや、定期預金等の期日前払戻し等についても、個々の事情に応じて対応すること
- ②被災された個人、法人の顧客からの新規融資や既存借入の返済等に関する相談についても柔軟に対応すること
- ③休日営業等について積極的に取り組むとともに、店舗の営業状況等についても、速やかに店頭掲示、インターネット等の手段を通じて告示すること

また、全手形交換所においては、今回の災害のため呈示期間が経過した手形でも交換持出等を行うことや不渡となった手形・小切手について、不渡報告への掲載等を猶予することを、2011年3月11日から当分の間、実施することを通知した<sup>35</sup>。

その後、2011年3月20日と23日、関係金融機関に対する金融庁監督局長からの要請について、全銀協から会員銀行に周知を図った（I. 3. (1)参照）。

このほか、震災発生直後には、震災に関連して、閉鎖した金融機関やコンビニエンスストア等のATMから金庫や現金が窃取される事件が発生したことから、警察庁から、各金融機関に対して管理強化や現金の早期回収等により、これらの閉鎖施設に対する防犯対策を強化するよう要請があった。また、農林水産省からは、原子力発電所事故に伴う農業者等への金融円滑化等が各金融機関に要請された。これらを受けて、全銀

<sup>35</sup> 全銀協『「東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置」への対応について』2011年3月12日（<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/03/12194500.html>、2012年12月18日最終閲覧）。

協では、会員銀行宛に周知を行った。

## (2) 電力問題への対応

全銀協は、2011年3月13日の経済産業大臣の会見における電力の安定供給確保のための需要対策に関する発言<sup>36</sup>や東京電力株式会社によるいわゆる「計画停電（輪番停電）」の発表<sup>37</sup>を受けて、金融取引、とりわけ資金決済に係る顧客へ注意喚起を促すため、3月14日、全銀協会長名のコメントを公表した。

その内容は、次の①～③のとおり<sup>38</sup>。

- ①全銀協および会員銀行として、停電が発生した場合においても、自家発電設備等の活用により、銀行業務を平常どおり継続すべく、最大限努力すること
- ②停電中およびその前後の時間を含めて、取引の安全性確保の観点から、一時休業等の対応を取らざるを得ない支店／営業拠点もある可能性から、そのような場合には、各行が顧客に本支店やATMの一時休業状況等を店頭の掲示等を通じて速やかに伝えるよう努めること
- ③振込等の資金決済等に関し、停電地域の事情等によっては、リアルタイムで取引ができない可能性もあり、顧客において、特に時限性の高い振込み等については、極力前倒しでの手続きをお願いすること

## 2. 被災した預金者等に係る対応

### (1) 取引のある金融機関以外での預金の払出し

東日本大震災による被害や福島第一原子力発電所事故の影響により、居住地の市町村を離れて避難生活をしている被災者の中には、避難先に取引金融機関がないため、避難先に所在する金融機関で預金を払い戻したいというニーズがあった。このため、全銀協では、2011年4月1日、当面の生活資金の確保を支援する観点から、このようなニーズに応えるため、顧客の取引金融機関ではない金融機関を通じた預金の払戻しの開始およびその手続きを公表した（その後も順次、本件の対象となる取引銀行等の追加を公表した）。同手続きの概要は図表2-1、そのフローは図表2-2のとおり<sup>39</sup>。

<sup>36</sup> 経済産業省「電力の安定供給確保のための需要対策について（3月13日会見にて海江田経済産業大臣より発言）」2011年3月13日（[http://www.meti.go.jp/speeches/data\\_ed/ed110313aaaj.html](http://www.meti.go.jp/speeches/data_ed/ed110313aaaj.html), 2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>37</sup> 東京電力株式会社「需給逼迫による計画停電の実施と一層の節電のお願いについて【3月14日9時改訂版】」2011年3月14日（<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11031404-j.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>38</sup> 全銀協『「計画停電（輪番停電）」への対応について』2011年3月14日（<http://www.zenginryo.or.jp/news/2011/03/14072000.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。

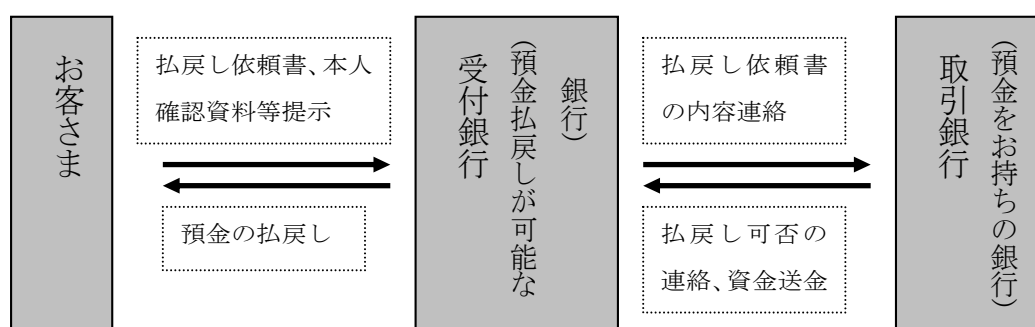
<sup>39</sup> 全銀協「東北地方太平洋沖地震により被災された方の取引銀行以外での預金払戻し開始について」2011年4月1日（<http://www.zenginryo.or.jp/news/2011/04/01163000.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。



図表 2 - 1 取引金融機関以外での預金の払戻し手続きの概要

対象となる預金	原則、普通預金、当座預金等の流動性預金。 (定期預金については、各行により異なる。)
払戻し金額等	法人、個人とも、原則1日10万円が上限。
取扱時間	受付銀行の営業店の平日営業時間内。
取扱いに必要な書類	預金証書・通帳、届出の印鑑、および本人が確認できる資料(運転免許証等)。 ただし、上記の資料がない場合でも、本人の確認ができれば払戻し可能。
留意事項	預金の払戻しには、通常より時間がかかる場合や翌営業日の取扱いとなる場合がある。 また、受付銀行の営業店には、相談専門店舗など、本件の取扱いのできない店舗も存在。
対象取引銀行 (顧客が預金口座をお持ちの金融機関)	22 金融機関 (13 銀行、6 信用金庫、3 信用組合) (2012 年 10 月時点)
対象受付銀行 (避難している顧客が避難先等で預金払戻しが可能な金融機関)	119 金融機関 (2012 年 10 月時点)

図表 2 - 2 取引金融機関以外での預金の払戻し手続きのフロー



(2) 親族等本人以外への預金払出し

東日本大震災により預金者本人が死亡または行方不明である場合、親族等本人以外の者が家族等の当面の生活資金の払出し等を目的として、本人以外への預金の払出しを求める声が多数寄せられた。このため、全銀協では、2011年4月7日、いくつかの銀行の取組みを参考事例(図表2-3)として会員銀行に周知・公表するとともに、本件のようなケースについて柔軟な対応を行うよう要請した<sup>40</sup>。

月18日最終閲覧)。

<sup>40</sup> 全銀協「平成23年東日本大震災に係る親族等本人以外への預金払出しについて」2011年4月7日 (<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/04/07200000.html>, 2012年12月18日最終閲覧)。

図表 2-3 銀行における親族等本人以外への預金払出しの主な事例（抜すい）

	事例分類	払出し対象	払出し手続き時の留意点（※1）	払出し金額	備考（※2）
1	一般	親族 （親・子ども・配偶者に限定）	親族と面談のうえ、「預金者本人の氏名・生年月日等」「預金者との関係」等を確認	原則 10 万円まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金者本人が死亡・行方不明や入院等により来店できない場合などに対応</li> <li>・左記以外についても事情を把握したうえで柔軟な対応を検討</li> </ul>
2		<行方不明の場合> 親族 （行員が面識ある親・子どもに限定）	親族と面談のうえ、事情を確認	必要な金額	
3		<行方不明の場合> 親族 （推定相続人に限定）	推定相続人と面談のうえ、「預金者本人の情報」「行方不明の状況」「預金者との関係、ご家族の状況」を確認	一人当たり 30 万円まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、3人からの申出であれば、計 90 万円まで払出し</li> </ul>
4	生活費の払出し	親族 （親・子ども・配偶者で同一生計の者）	親族と面談のうえ、「預金者本人の氏名・生年月日等」「同居の有無」等を確認	原則 10 万円まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金者本人が死亡・行方不明等に対応</li> <li>・左記以外についても事情を把握したうえで柔軟な対応を検討</li> </ul>
5		親族 （同居者に限定）	親族と面談のうえ、「預金者本人の氏名・生年月日等」「同居の有無」等を確認	当面の生活費	
6	入院費用の払出し	親族 （同居者に限定）	親族と面談のうえ、「預金者本人の氏名・生年月日等」等を確認	当面の入院費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来は行員が病院を往訪し、預金者と面談のうえ対応</li> <li>・上記対応が不可な場合、左記対応を実施</li> </ul>
7	葬儀費用の払出し	遺族（親・子ども・配偶者など）	遺族と面談のうえ、「預金者本人が亡くなられた状況」「必要な費用」等を確認	葬儀費用 （100万円程度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の事情を把握したうえで柔軟な対応を検討</li> </ul>
8		遺族（親・子ども・配偶者など）	遺族と面談のうえ、「死亡を確認できる書類」「葬儀費用」等を確認	葬儀費用（請求額の範囲内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の事情を把握したうえで柔軟な対応を検討</li> </ul>

（※1）相続対象者であることの確認等の他、来店者の本人確認を実施。

（※2）表中の「1」～「8」はそれぞれある銀行での事例。

### （3）被災者預金口座照会制度

東日本大震災により亡くなられた、もしくは行方不明になられた顧客の預金口座について、遺族や親族から、「どの金融機関に当該預金口座があるのか不明のため、預金の払出しができず困っている」との相談が寄せられた。これに対し、全銀協では当該

預金者の口座の有無を一括して照会できる制度を創設し、2011年4月28日から「被災者預金口座照会センター」を設置して取扱いを開始した。本制度の概要は図表2-4のとおり<sup>41</sup>。

なお、本制度による照会は、2012年2月29日で受付を終了しており、金融機関の照会窓口が不明な場合は、全銀協相談室が各金融機関の窓口を案内している。

図表2-4 被災者預金口座照会制度の概要

「被災者預金口座照会センター」利用可能者	東日本大震災によって亡くなった方もしくは行方不明の状態にある方の配偶者・親・子・兄弟姉妹・孫にあたる方に限定。
確認対象取引	預金取引（金銭信託取引を含む）。
確認手続き	照会者から提供された情報をもとに、金融機関において預金口座の有無について確認を行った結果、該当する口座がある場合は、10営業日を目途に当該金融機関は照会者へ連絡する。
参加金融機関	制度スタート時点（2011年4月28日）では、全銀協正会員および準会員のうち参加を希望する会員銀行であったが、同年5月31日以降、信用金庫、信用組合、農業協同組合（含む連合会）、漁業協同組合（含む連合会）および商工組合中央金庫の預金・貯金口座についても、本センターを通じて照会可能となった。
その他	本制度は当該預金口座が存在するか否かを見つけ出すことを目的としており、該当する預金口座があった場合であっても、預金の払戻しに当たっては各金融機関所定の手続きが必要となる。

#### (4) 義援金の振込みに係る対応

東日本大震災直後から被災地への義援金を振り込みたいとのニーズが多くあった。その一方で、義援金募集を装った振り込め詐欺が発生したため、安心して義援金の振込みができないとの懸念も生じた。そのため、全銀協では、2011年3月17日に会員銀行が自行のウェブサイトで公開している義援金口座の一覧を公表した<sup>42</sup>。

また、振込手数料が無料となる義援金の受入口座に関する照会が多かったことを受け、全銀協は、同年3月17日、会員銀行が自行宛の振込手数料を無料扱いとしている先について、他行宛の場合も振込手数料を無料扱いとするよう要請した（同年4月8日付けで対象となる口座の追加を実施）<sup>43</sup>。

<sup>41</sup> 全銀協「東日本大震災に係る被災者預金口座照会制度の創設について」2011年4月26日（<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/04/26150000.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>42</sup> 全銀協「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金口座宛の振込手数料について」2011年3月17日（<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/03/17164500.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>43</sup> 全銀協「東日本大震災に係る義援金口座宛の振込手数料について（対象口座の追加）」2011年4月8日（<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/04/08140000.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。

#### (5) 個人情報情報に係る対応

全銀協は、2011年3月23日、銀行の消費者ローン等の返済状況等の個人情報情報の登録・照会に当たっても、今般の震災発生を原因とした事故情報については、当面の間、全国銀行個人情報センターへの登録を行わない等、被登録者が不利益を被らないよう留意する旨を同センター会員宛てに通知し、4月15日には全銀協ウェブサイトに公表した<sup>44</sup>。

また、同年4月11日、同センターは、被災により本人確認資料を紛失した場合の本人申告の手続きについて、弾力的な取扱いを講じることとし、その取扱いを公表した<sup>45</sup>。さらに、同年6月15日、同センターは、同日から約1年間、東日本大震災に係る「り災証明書」を提示・提出の方を対象に、本人開示の手数料を無料とするとともに、本人申告の返信用切手も不要とした（本人申告については従来から手数料は無料）<sup>46</sup>。

なお、この無料化等の取扱いは、利用状況等を踏まえ、2012年5月15日に2013年3月31日まで延長され、また、2013年2月12日に2014年3月31日まで延長された。

#### (6) 被災者向けの広報活動

全銀協は、政府等による要請内容も踏まえ、被災者への情報提供や被災地の銀行の広報活動を支援する観点から、新聞、テレビ・ラジオ、全銀協ウェブサイトを利用して震災対応措置等について、積極的に広報活動を実施した。

まず、預金の払戻し手続きについては、2011年3月14日から3月末まで、毎週月曜日にテレビ朝日の「報道ステーション」の枠内<sup>47</sup>で周知広報を行ったほか、3月17日には全国紙のほか青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の各地元新聞紙でも広報活動を実施した。

土・休日の店舗の開設状況については、同年3月19日と26日に新聞広告を掲載したほか、3月19日から7月31日まで毎週、全銀協ウェブサイトに、銀行の臨時窓口業務（「預金等の払戻し」または「企業の運転資金や住宅ローン等の貸出関係の相談」）のお知らせを掲載した。

また、被災者のための相談・照会窓口については、同年4月9日と10日にニッポン放送のほか地元ラジオ局（青森放送、岩手放送、東北放送、ラジオ福島）の被災地向

<sup>44</sup> 全銀協「東日本大震災への対応（個人情報情報の取扱い）について」2011年4月15日（<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/privacy3/index.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>45</sup> 全銀協「東日本大震災への対応（本人申告）について」2011年4月11日（<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/return2/index.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>46</sup> 全銀協「東日本大震災への対応（本人開示手数料等）について」2011年6月15日（2012年5月15日改訂）（<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/open3/index.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>47</sup> テレビ朝日系列の放送局のない地域においては、スポットCMを実施。

けチャリティ番組において広報活動を実施するとともに、4月11日の新聞広告に具体的な窓口の連絡先を掲載した。

このほか、全銀協ウェブサイトでは手形交換所の休業状況や全銀協相談室に寄せられた東日本大震災に関する質問・回答を掲載した。これらの東日本大震災に対する全銀協の対応については、ウェブサイトに専用ページを設けて公表している<sup>48</sup>。

また、被災者の方々が銀行取引に係る情報を容易に入手できるよう、被災地域の避難所等への掲出用に銀行の電話相談窓口や各種銀行の対応等を記載したポスターを作成し、会員銀行および自治体等に配布した。

### 3. 決済システムに係る対応

#### (1) 手形交換に係る特別措置

全銀協は、手形交換所を運営する各地の銀行協会に対して、東日本大震災のため不渡となった手形・小切手については、2011年3月11日から当分の間、全手形交換所において、不渡報告への掲載等を猶予（異議の申立がなければ、1か月後に免除決定）する特別措置の実施を通知した。

なお、本特別措置は、不渡報告への掲載等を猶予された手形・小切手の枚数・金額が減少したことを踏まえ、被災地の金融機関等に状況を確認のうえ、2012年4月4日の交換（呈示）分をもって終了した<sup>49</sup>。

#### (2) 休業手形交換所への対応

全銀協は、2011年3月15日、東日本大震災により休業している手形交換所（以下「休業手形交換所」という。）を公表し<sup>50</sup>、3月25日には、岩手県、宮城県および福島県の休業手形交換所における手形交換について、主要手形交換所の手形交換参加地域を拡大することで対応する取扱いを開始したことを公表した<sup>51</sup>。

なお、2012年12月現在、岩手県および宮城県において休業手形交換所は0か所となっているが、福島県の2か所の手形交換所は休業しており、これらの手形交換所については、近隣の手形交換所が手形交換参加地域を拡大することにより対応している<sup>52</sup>。

---

<sup>48</sup> 全銀協「東日本大震災に関する全銀協の対応」

(<http://www.zenginkyo.or.jp/topic/disaster/index.html>, 2012年12月18日最終閲覧)。

<sup>49</sup> 福島県内の福島手形交換所、相馬手形交換所、原町手形交換所およびいわき手形交換所を除く。

<sup>50</sup> 全銀協「東北地方太平洋沖地震に伴う手形交換所休業のお知らせ」2011年3月15日（2011年3月17日更新）(<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/03/15100000.html>, 2012年12月18日最終閲覧)。

<sup>51</sup> 全銀協「東北地方太平洋沖地震にかかる災害により休業している手形交換所の当面の手形交換の取扱いについて」2011年3月25日

(<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/03/25170000.html>, 2012年12月18日最終閲覧)。

<sup>52</sup> 全銀協「東北地方太平洋沖地震にかかる災害により休業している手形交換所の当面の手形交換

### (3) 「全銀システム」の対応

全銀協が設立した一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）<sup>53</sup>は、震災後、金融機関相互の内国為替取引をオンライン処理する「全銀システム」の稼働状況を随時公表した<sup>54</sup>。全銀ネットは、東日本大震災当日、全銀ネットと加盟銀行の間における為替交換および資金決済は予定どおり終了したことを公表<sup>55</sup>したものの、東日本大震災の影響を考慮し、2011年3月末にかけて取引時間の延長を数回行った。また、東日本大震災の影響により、全銀システムを利用した他の加盟銀行との間の振込取引等が出来なくなった金融機関名（計11機関）および同金融機関との取引再開を順次発表した<sup>56</sup>。

### 4. 東日本大震災に係る要望活動

全銀協は、2011年4月14日に、金融機能の強化・拡充の観点から、会員銀行の意見を踏まえ、被災地における早期復興と生活安定の実現のため、政府・当局等の各方面に対する要望として、「東日本大震災・福島原子力発電所事故への対応に関する要望」（資料編参照）（以下「要望」という。）を取りまとめ公表するとともに関係大臣等へ提出した<sup>57</sup>。「要望」は、「顧客保護に係る要望」（図表2-6）および「金融機関の健全性確保に係る要望」（図表2-7）で構成されており、主な要望事項およびその後の動きは次のとおり。

---

の取扱いについて」（<http://www.zenginkyo.or.jp/topic/clearing/index.html>，2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>53</sup> 全銀ネットは、「資金決済に関する法律」（2009年6月17日成立、同月24日公布、2010年4月1日施行）にもとづく、わが国初の資金清算機関。2010年10月から業務を開始している。

<sup>54</sup> 全銀ネット「対外発表」（<http://www.zengin-net.jp/announcement/>，2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>55</sup> 全銀ネット「東北地方太平洋沖地震の影響について」2011年3月11日（[http://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement\\_20110311\\_01.pdf](http://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20110311_01.pdf)，2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>56</sup> 全銀ネット「振込取引等の再開について（3月16日—その1）」2011年3月16日（[http://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement\\_20110316\\_01.pdf](http://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20110316_01.pdf)，2012年12月18日最終閲覧）等。

<sup>57</sup> 要望については、震災直後に網羅的に想定される事態を念頭に置き、取りまとめ作業を迅速に行った一方で、同時並行的に政府等での対応が進展したこともあり、要望時にはすでに対応が講じられていた項目も一部含まれている。

全銀協『「東日本大震災・福島原子力発電所事故への対応に関する要望」について』2011年4月14日（<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/opinion/2011/04/14160000.html>，2012年12月18日最終閲覧）。

図表 2-6 顧客保護に係る要望事項とその後の動き

想定された事象	銀行の対応 リスク・論点	要望事項	要望後の動き
ローン・貸金で延滞が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収交渉の当面の自粛</li> <li>被災地の実態や政策面のサポート等を踏まえ、自己査定区分を柔軟に検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督指針・検査マニュアル等について、債務者区分判定の柔軟な運営を許容</li> <li>但し、財務健全性に配慮した銀行自己査定 の自主性も許容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年3月31日、金融庁が金融検査マニュアル・監督指針の特例措置および運用の明確化を公表。「震災による赤字・延滞を『一過性』と判断できる場合、債務者区分引き下げは行わなくてもよい」旨等を明確化。</li> </ul>
ローン・貸金の返済を猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利の引き下げ、借入期間の延長、元金・元利金の据置を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己査定等での柔軟な運営と検査等での配慮(仮に元利金を一定期間据置した場合、自己査定上、未収利息先と異なる取扱いとする(延滞扱いとせず))</li> </ul>	
住宅・設備の建て替え・補修が不可能(担保価額の下落)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担保物件売却後もローンが残存</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住用資産の買換え特例拡充(所有期間、居住期間の制限の撤廃、取得期間の延長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住用財産の買換え特例等について、買換え資産を予定期間内に取得することが困難となった場合、一定の要件下、予定期間を2年の範囲で延長することについて措置(東日本大震災の被災者等に係る国税関係の臨時特例に関する法律を一部改正する法律(2011年12月7日成立、同月14日公布・施行))。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者向け優良賃貸住宅の割増償却</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の創設(東日本大震災の被災者等に係る国税関係の臨時特例に関する法律を一部改正する法律(2011年12月7日成立、同月14日公布・施行))。</li> </ul>
		-	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災により自己の居住用家屋が滅失等して居住の用に供することができなくなった居住者が住宅の再取得等をした場合に、滅失等した住宅に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と再取得等した住宅に係る住宅借入金等の所得税額の特別控除との重複適用を可能と</li> </ul>

想定された事象	銀行の対応 リスク・論点	要望事項	要望後の動き
			した（東日本大震災の被災者等に係る国税関係の臨時特例に関する法律の一部改正する法律（2011年12月7日成立、同月14日公布・施行））。
犯罪収益移転防止法の運用困難	・ 本人確認の困難	・ 同法の弾力的な運用	・ 2011年3月25日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」および「外国為替に関する省令の一部を改正する省令」が公布・施行され、①被災した顧客の本人確認の特例として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法も認めるとともに、②震災に関する寄付のための200万円以下の現金送金については、本人確認不要とした。
確定拠出年金制度からの脱退等	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定拠出年金制度からの脱退一時金の受取要件の緩和・所得税の全免</li> <li>・ 被災企業に係る適格退職年金の廃止期限の延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤労者財産形成住宅・年金貯蓄の要件外払出し時の利子等に対する非課税について措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（2011年4月27日成立・公布・施行））。</li> <li>・ 地方公共団体が復興推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定等の手続を経た場合に、規制や手続の特例、税制上の特例等の措置が適用されることを措置。復興特別区域制度の枠組みの中で一定の要件を満たした者について60歳到達未満の中途脱退を可能とした。（東日本大震災復興特別区域法（2011年12月7日成立、同月14日公布、同月26日施行））。</li> </ul>
直接被害に加え、物流影響、節電影響等の間接被害が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興支援に対する公的金融の充実</li> <li>・ 首都圏等、間接被害先に対する資金支援が</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害関係保証制度で対応しきれない顧客に対する保証制度の設置（節電関係保証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「東日本大震災復興金融保証」および「東日本大震災復興特別貸付」の新設（脚注</li> </ul>



想定された事象	銀行の対応 リスク・論点	要望事項	要望後の動き
	必要	等、別枠化)ほか	12) 参照。 <ul style="list-style-type: none"> <li>このほか、借入手続きの弾力化の観点から、2011年4月28日、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され、2011年10月31日までの時限措置として、総量規制の例外規定について弾力的な運用の実施が規定された。</li> </ul>
被災者の住宅や事業用資産等の復旧にかかる資金需要が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利優遇等で、建築資金を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補修目的の借入も含めた優遇税制の創設、既存借入分も一定期間税額控除を認める等の特例措置の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存借入れの住宅ローン控除について措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係の臨時特例に関する法律（2011年4月27日成立・公布・施行））。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>借入に係る印紙税、担保権設定に係る登録免許税等の減免</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する特別貸付にかかる消費貸借契約書の印紙税に対する非課税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係の臨時特例に関する法律（2011年4月27日成立・公布・施行））。</li> <li>民間金融機関の一定要件を満たす貸付に係る金貸証書のうち震災発生から平成33年3月末までに作成されるものの印紙税の非課税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係の臨時特例に関する法律の一部改正する法律（2011年12月7日成立、同月14日公布・施行））。</li> <li>震災で滅失した金貸証書、手形等の契約書の再作成に係る印紙税の非課税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係の臨時特例に関する法律の一部改正する法律（2011年12月7日成立、同月14日公布・施行））。</li> </ul>

想定された事象	銀行の対応 リスク・論点	要望事項	要望後の動き
		<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産取得税・登録免許税等、各種税金の軽減措置の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被災した建物の建替え等に係る登録免許税免除、②不動産取得税免除および、③固定資産税・都市計画税（2011年度以降）について措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係の臨時特例に関する法律（2011年4月27日成立・公布・施行）ほか）。</li> </ul>

図表 2-7 金融機関の健全性確保に係る全銀協要望とその後の動き

想定された事象	銀行の対応 リスク・論点	要望事項	要望後の動き
震災および原発事故を背景として、日本に対するリスク回避のため、資金運用者の一部に邦銀との取引を手控える動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、日銀のオペレーションは毎月1回実施されているが、向こう1か月の資金繰りは見通し難い状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日銀の米ドル資金供給オペレーションの柔軟対応の継続（バックストップとしての機能を十分果たせるよう、頻度を増やす、適用金利の引き下げ等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年3月16、25日および4月15日に日銀が、「米ドル資金供給オペレーションのオファー日程の追加について」において、柔軟な対応を実施する旨公表。</li> </ul>
有価証券の価格下落、繰延税金資産の取崩し、店舗等の保有固定資産の減損に伴う自己資本比率の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券売却の動きが加速し、資本市場に悪影響を及ぼすおそれ</li> <li>自己資本比率悪化に伴う外部調達への悪影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券、固定資産の減損判定、保有区分の弾力的な運用</li> <li>税効果会計上の会社区分の柔軟な運営や簡便的な見積りの許容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年3月30日、日本公認会計士協会（JICPA）が「東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について」を公表し、「災害発生状況から判断し、ある程度の概算による会計処理等も合理的な見積りの範囲内にあるものと判断できる場合もある」旨を留意事項として記載。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災における災害損失特別勘定等の特例措置の実施・対象範囲の拡大（対象年度は2年程度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年4月18日、国税庁は「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて（法令解釈通達）」を公表。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>震災で計上される個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の全額無税処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年11月7日、全銀協が税務当局の確認を得て取扱いについて会員宛通知。</li> </ul>

想定された事象	銀行の対応 リスク・論点	要望事項	要望後の動き
<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行決算実務と同様に、震災に伴う混乱で、自己資本比率の算定に影響</li> <li>被災地にある担保物件の現地調査や、被災者である債務者への現況聴取が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関の四半期決算作業における算定・集計作業負担が増加、長期化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己資本比率規制上、有価証券の評価損を基本的項目から控除しない特例（平成20年12月12日付特例告示：平成24年3月30日まで）の延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年6月29日、金融庁が同特例告示の延長（2014年3月30日まで2年間）を公表。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>決算における柔軟な対応の許容被災地の担保物件評価について、各銀行の置かれた状況に応じて、厳密な評価を求めない等の柔軟な対応が必要（対象：被災地に拠点を置く銀行等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年3月31日、金融庁が金融検査マニュアル・監督指針の特例措置、運用の明確化を公表。「再評価・実査が困難な担保物件はそれまでに把握している担保評価で査定し、その旨を『注記』する特例を措置。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>決算関連報告が遅延</li> <li>株主総会が開催不能</li> <li>震災対応による繁忙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主計部署で人的、システム的な影響が生じている場合には通常の決算業務や新たな報告事項への対応が困難。</li> <li>会社法のスケジュールに沿った株主総会の開催が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定書類（業務報告書、有価証券報告書、決算状況表等）の提出期限の延期、記載項目の簡素化（注記の省略等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が、2011年3月31日、「金融機関等の報告の提出期限等に係る特例措置」、6月22日「有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置の延長」を公表。法令上提出期限が確定している報告等についての6月末延期等や、3月決算会社の有価証券報告書提出期限を9月末に延期する等の内容を公表。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会開催期日等、会社法関連の法定期限延期（議決権行使基準日の設定や剰余金配当決議の期間設定に関する会社法規則の適用緩和等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年3月31日、金融庁が、「金融機関等の報告の提出期限等に係る特例措置」を公表。法務省からは、株主総会が定款所定の時期に開催されなくても、定款違反にはならない旨の解釈を提示。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業金融円滑化法に基づく平成23年3月末基準の法定報告・開示について、期限延長または一部省略等の簡素化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年3月31日、金融庁が、6月末までの延期を許容する旨公表。</li> </ul>
被災地銀等、地場メイン取引銀行の体力低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部環境厳しく、自力資本調達等は限界（被災地域における預金信任の低下懸念）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機能強化法の延長および増額枠（12兆円、使用済み3,495億円）を活用した被災地金融機関の資本増強。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①経営強化計画の記載事項・国の資本参加の基準の要件の柔軟化、②資本参加コストの引下げ（資本の種類が多様化）、③</li> </ul>

想定された事象	銀行の対応 リスク・論点	要望事項	要望後の動き
		<ul style="list-style-type: none"> <li>同法の適用に際し、被災地の金融機関に限定して、経営強化計画・国の資本参加基準等を抜本的に緩和する方向で見直すとともに、当該資本増強に係る登録免許税を全額免除。</li> </ul>	国の資本参加の申請期限を延長（2012年3月末から2017年3月末まで）（東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（2011年6月22日成立、同月29日公布、同年7月27日施行））。

#### 5. 二重債務問題解消に向けた対応（「個人債務者向けの私的整理に関するガイドライン」の策定に係る取組み）

全銀協は、「二重債務問題への対応方針」（2011年6月17日、関係閣僚会合取りまとめ）における金融機関に対する要請を受けて、7月8日、金融界や法曹界等の有識者で構成される「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」（事務局は全銀協）を発足させ<sup>58</sup>、7月15日に「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を策定し、公表した<sup>59</sup>。また、8月22日には同ガイドラインの運用が開始された<sup>60</sup>。

同ガイドラインは、東日本大震災により、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人債務者が、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった場合であっても、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務の全部または一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則である。同ガイドラインに法的拘束力はないものの、金融機関等の債権者、債務者ならびにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守される内容となっている。同ガイドラインは、その後、被災地・被災者の実情に合わせて2012年12月までに3回の運用見直しが実施された。2011年8月22日から2013年3月8

<sup>58</sup> 全銀協 『「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」の発足（個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会）」2011年7月8日（<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/07/08183000.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>59</sup> 全銀協 『「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定（個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会）」2011年7月15日（<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/07/15150001.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>60</sup> 全銀協 『「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用開始等について（個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会）」2011年8月22日（<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/08/22193000.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。

日までの実績では、私的整理ガイドラインの適用件数（債務整理の成立件数）が 280 件となっている<sup>61</sup>。

なお、全銀協は、同ガイドラインにもとづく手続きを、債権者または債務者の代理人としてではなく、利害関係のない中立かつ公正な立場から、的確かつ円滑に実施するための第三者機関として、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会を設立している<sup>62</sup>。

また、法人である被災事業者等の二重債務問題については、次の 2 つの枠組みが議論された<sup>63</sup>。

第 1 は、2012 年 2 月 22 日に国によって設立された「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」（以下「再生支援機構」という。）である。再生支援機構は、東日本大震災による被害により過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとするものに対して、金融機関等が有する債権の買取等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的に設置されたものであり、3 月 5 日に業務を開始した。

第 2 は、「二重債務問題への対応方針」を受けて政府が提案した「産業復興機構」である。産業復興機構は中小企業基盤整備機構と地域金融機関等が 8 : 2 の割合で出資し、債権買取後に一定期間元利弁済を凍結して、その後の業況を確認し、場合によっては一部債権放棄を行い、残債については金融機関に売却するというスキームとなっている。

全銀協は、再生支援機構および産業復興機構について、関係当局との意見交換を密にして連携を図るとともに、これらの機構による取組状況等について会員銀行へ周知を行っている。

## 6. 「震災対応にかかる業務継続計画（BCP）に関するガイドライン」の策定

東日本大震災発生以降、被災地域に本店、営業店、事務センター等の拠点をもつ銀行に加え、大きな被害のなかった銀行においても、今後発生し得る震災に備え、自行の業務継続計画（BCP）の見直しや防災対策の強化・拡充が行われている。

全銀協は、これを踏まえ、東日本大震災で得られた経験・知見を共有し、銀行業界全体の震災対応能力を向上させることを目的として、銀行業界全体として取り組むこ

---

<sup>61</sup> 個人版私的整理ガイドライン運営委員会「個人版私的整理ガイドライン お問い合わせ件数等—平成23年8月22日から平成25年3月8日迄—」2013年3月11日（<http://www.kgl.or.jp/kensuu/pdf/kensuu.pdf>, 2013年3月11日最終閲覧）。

<sup>62</sup> 個人版私的整理ガイドライン運営委員会「当運営委員会について」（<http://www.kgl.or.jp/guideline/about.html>, 2012年12月18日最終閲覧）。

<sup>63</sup> 震災対応セミナー実行委員会（2012）「3. 11大震災の記録—中央省庁・被災自治体・各士業等の対応—」pp422-423。

とが考えられる震災対応を取りまとめ、各行において震災対応にかかる BCP のレベルアップを図る際に活用してもらおう趣旨で、会員銀行にアンケート調査およびインタビュー調査を行った。全銀協は、この結果を「震災対応にかかる業務継続計画（BCP）に関するガイドライン」としてまとめ、一部内容は全銀協ウェブサイトにおいて公表している<sup>64</sup>。

#### 7. 「全銀 e-ビジネスマーケット」のウェブサイトを活用した復興応援策の実施

全銀協は、「全銀 e-ビジネスマーケット」のウェブサイト<sup>65</sup>において、震災復興策として、「震災影響を受けた企業からのメッセージ」コンテンツを新設し、寄せられたメッセージを掲載した。また、全銀協は、震災の影響を受けた 5 県（青森、岩手、宮城、福島、茨城）に本支社や工場等があり、事業に震災の影響を受けた事業者の商品やサービスに関する情報を取りまとめて、会員に提供した<sup>66</sup>。

---

<sup>64</sup> 全銀協 『震災対応にかかる業務継続計画（BCP）に関するガイドライン』について」2012 年 3 月 16 日 (<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2012/03/16150000.html>, 2012 年 12 月 18 日最終閲覧)。

<sup>65</sup> 全銀協が 2010 年 3 月 23 日に開設。全国の銀行と連携し、各行の取引先企業の営業支援情報を受発信するプラットフォームとなるウェブサイト。  
全銀 e-ビジネスウェブサイト (<http://ebmarket.zenginkyo.or.jp/>, 2012 年 12 月 18 日最終閲覧)。

<sup>66</sup> 全銀協 『全銀 e-ビジネスマーケット』サイトを活用した復興応援策の実施について」2011 年 11 月 22 日 (<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/11/22150000.html>, 2012 年 12 月 18 日最終閲覧)。

### Ⅲ. 東日本大震災における銀行界の対応（会員銀行向けアンケート調査結果より）

全銀協では、東日本大震災後における銀行の取組み、震災対応を通じて重要と認識した事項および今後の大規模災害に向けた課題について、会員銀行(122行)を対象に、2012年8月、アンケート調査<sup>67</sup>を実施しており、本章では、その結果を概説する。

#### 1. 東日本大震災後における銀行の取組み

アンケートでは、東日本大震災の発生日（2011年3月11日）から3月18日までを「震災直後」、それ以降を「復旧・復興段階（2012年8月現在まで）」と区分したうえで、それぞれの段階における会員銀行の取組みを調査するとともに、今後予定・検討している復興関係の取組みを照会した。本項では、その調査結果を概説する。

##### (1) 東日本大震災直後の取組み

東日本大震災直後の銀行の取組み（図表3-1）の上位3事項は、「見舞金・義援金口座の設置」（86行）、「行内システムの作動確認」（84行）および「総合（緊急）対策本部の設置」（80行）であり、会員銀行(122行)の約7割が実施している。

これらを地域別に見ると、「見舞金・義援金口座の設置」は、地域による偏りなく全国的に実施された。

「行内システムの作動確認」および「総合（緊急）対策本部の設置」については、都市銀行（6行）および北海道、東北地方に本店を置くすべての地域銀行<sup>68</sup>（17行）が実施している。その他の地域では、関東地方に本店を置く地域銀行は両者とも約9割、中部地方に本店を置く地域銀行は同約7割、近畿地方に本店を置く地域銀行は「行内システムの作動確認」が約5割、「総合（緊急）対策本部の設置」が約2割、中国・四国地方に本店を置く地域銀行は両者とも約5割、九州地方に本店を置く地域銀行は同約3割となっており、震源により近い東日本の銀行を中心に取組みが行われたことが伺える。

「緊急支援融資の実施」については、全国で約半数の銀行が実施した。地域別に見ると、地震や津波等の直接的な被害が大きかった東北地方や関東地方に本店を置く地域銀行（31行）のうち27行が実施しており、初期段階から取引先支援の取組みを行った銀行が多いことが伺える。一方、直接的な被害が比較的小さかった地域でも、間

<sup>67</sup> 当協会では、2012年8月に、会員銀行（正会員122行）に対して「東日本大震災における銀行界の対応に関する調査」を実施し、東日本大震災への対応について、金融機関の取組みや課題等を分析した。

<sup>68</sup> 本章は「地域銀行」を金融庁免許一覧における「地方銀行」および「第二地方銀行」の総称として用いる。

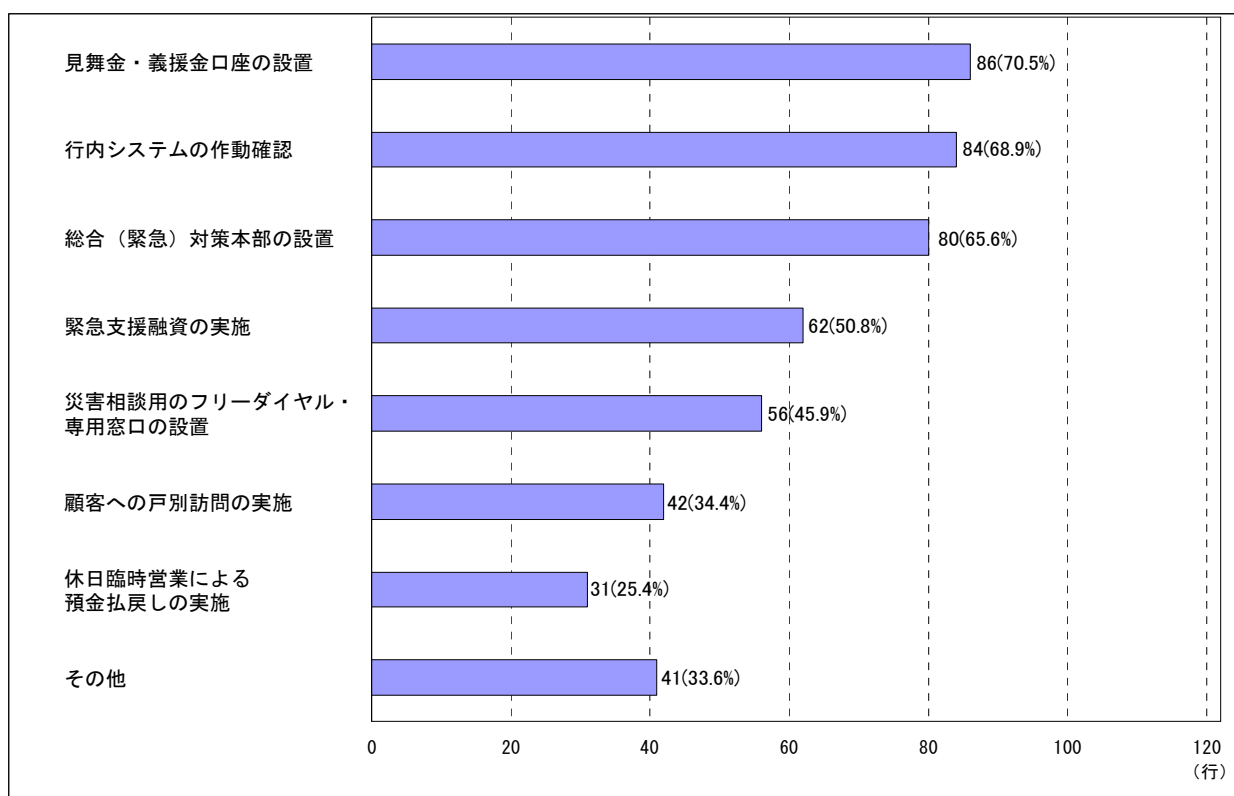
接的な被害<sup>69</sup>も含めて影響のあった事業者に対して融資を実施している事例がみられた。

「休日臨時営業による預金払戻しの実施」については、都市銀行および北海道・東北・関東地方に本店を置く地域銀行での取組みが多く<sup>70</sup>、東日本大震災による被害が比較的大きかった地域で実施されたことが伺える。

「その他」の取組みとしては、被災地に対する物資提供、取引先に対するタオル・飲料水の配布、阪神淡路大震災時の対応等に関する情報提供等、被災地の実情に応じた取組みを行った旨の回答があった。

図表 3－1：東日本大震災直後における銀行の取組み

(回答銀行：122 行 (複数回答可))



[全銀協アンケート調査から作成]

## (2) 復旧・復興段階 (2012年8月現在まで) における銀行の取組み

復旧・復興段階 (2012年8月現在まで) における銀行の取組み (図表 3－2) を見ると、113 行が「電力事情を考慮した節電計画および目標の策定」を実施している。これは、東日本大震災後の電力供給の問題 (Ⅱ. 1. (2) 参照) が、直接的な被害を受けた地域に限られず、全国の多くの銀行で、政府の節電要請を踏まえた対応を行った

<sup>69</sup> 取引先の被災や物流の停滞などにより売上げが減少した等の被害。

<sup>70</sup> これら地域に本店を置く地域銀行 32 行のうち 20 行が対応した。



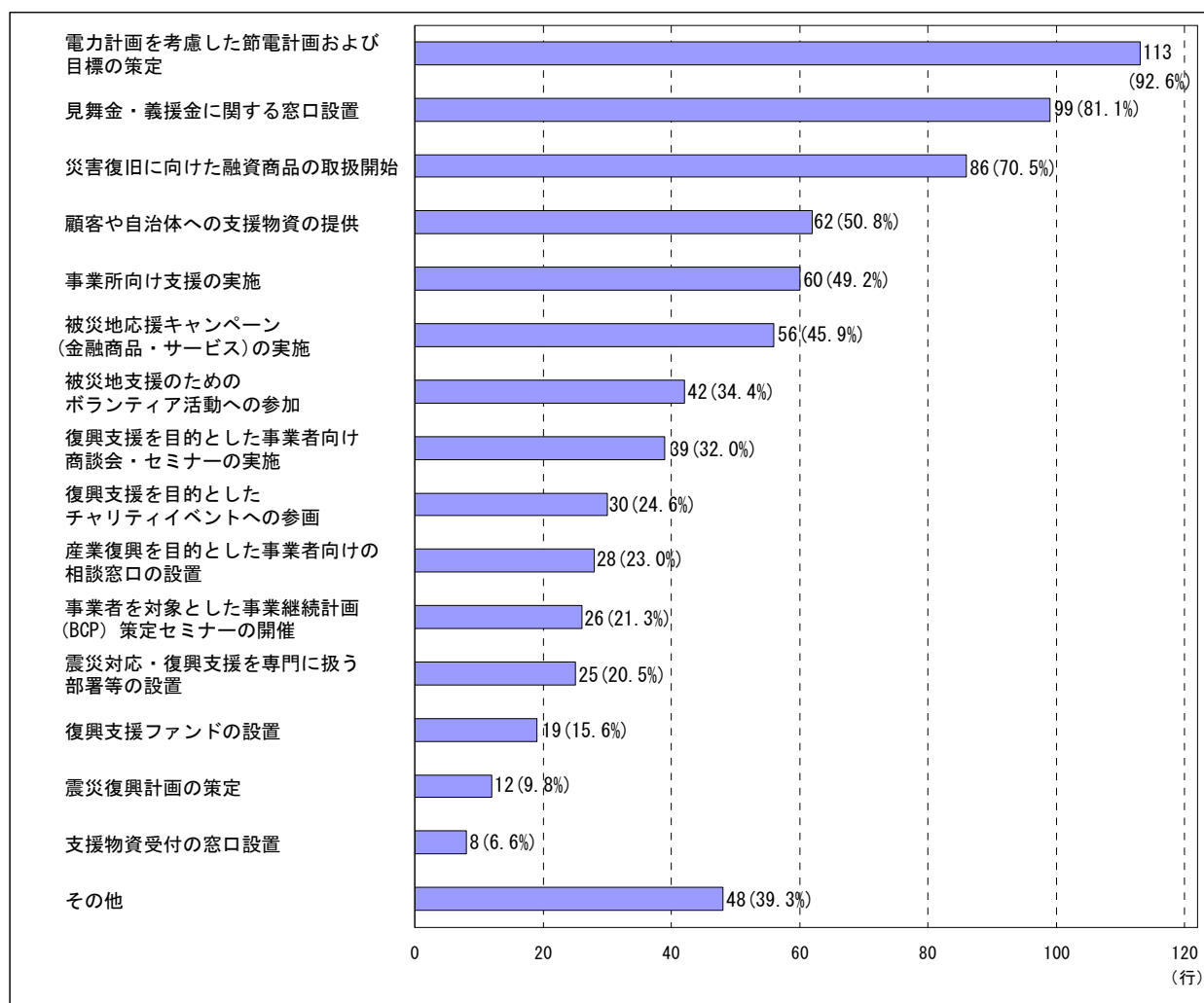
ためである。

次に回答が多かった事項は、「見舞金・義援金に関する窓口設置」であり、全国の多くの銀行(99行)で実施された。

これらに続き、86行が「災害復旧に向けた融資商品の取扱開始」を回答した。これは、個人向け融資では、住宅ローンやマイカーローン等への対応を行い、また、法人向け融資では、直接的な被害だけでなく、間接的な被害を受けた事業者や復興支援に向けた融資商品の取扱いを開始したものである。

図表3-2：復旧・復興段階（2012年8月現在まで）における銀行の取組み

(回答銀行：122行（複数回答可）)



[全銀協アンケート調査から作成]

「顧客や自治体への支援物資の提供」を実施したとの回答が62行からあったが、これら回答の中には、提携先の被災地の金融機関を通じて物資を提供したとの回答も含まれている。また、専用の窓口等を設けて顧客からの支援物資を広く募る形式をとっ

た銀行が8行あった。

被災地の復興に関しては、「震災復興計画の策定」と回答した銀行(12行)は、全体(122行)の約1割であるが、東北・関東地方に本店を置く地域銀行(30行)のうち9行が実施したと回答している。

「その他」の取組みとしては、産業復興相談センターや再生支援機構に対する行員の派遣等の人材面での貢献、被災した学生を対象とした新卒者採用活動の拡充、被災地の観光支援のために行員宿泊費補助制度の創設等、各行が創意工夫した様々な取組みが行われている(個別事例については別冊事例編を参照)。

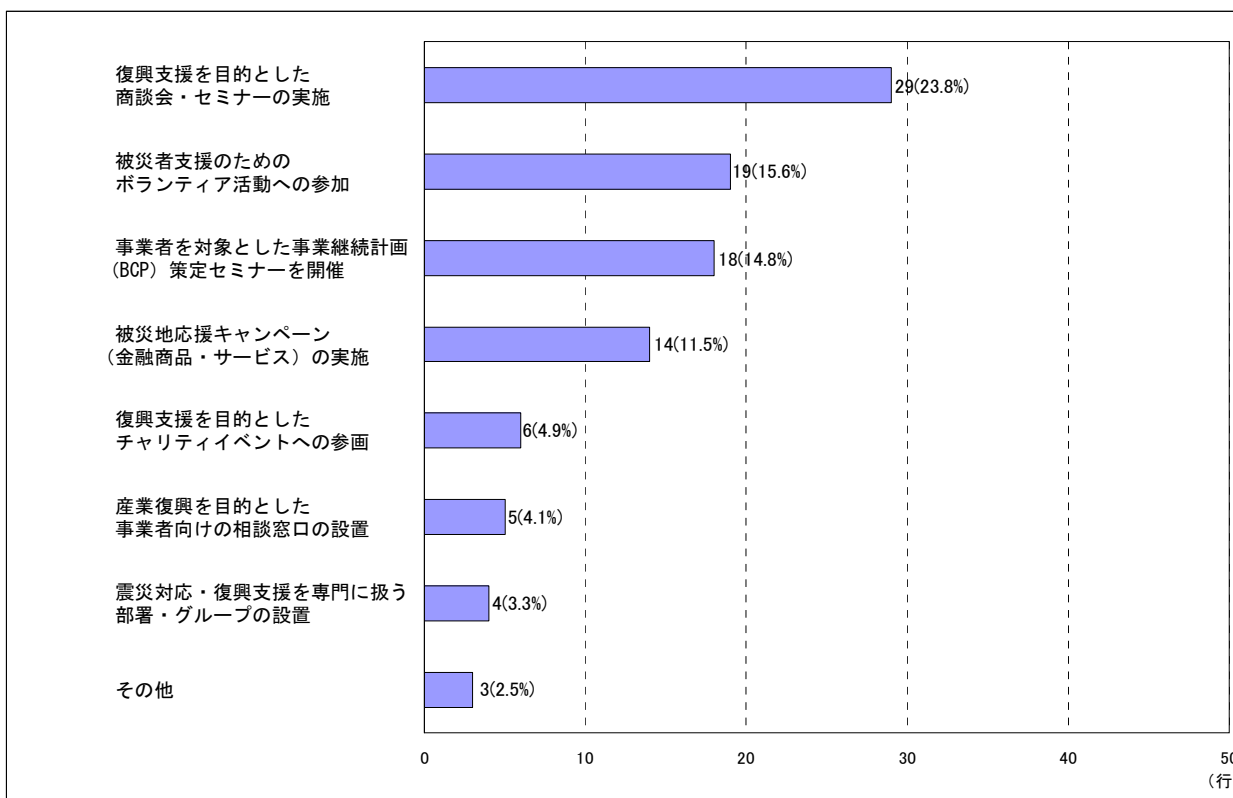
### (3) 今後予定・検討している復興関係の取組み

今後予定・検討している復興関係の取組み(図表3-3)を見ると、「復興支援を目的とした商談会・セミナーの実施」との回答が最も多かった(29行)。

この他、「被災地支援のためのボランティア活動への参加」(19行)、「事業者を対象とした事業継続計画(BCP)策定セミナーを開催」(18行)、「被災地応援キャンペーンの実施」(14行)が続き、各行レベルで、被災地に対する支援・応援のためのボランティア活動やキャンペーンといった催しがみられる。

図表3-3：今後予定・検討している復興関係の取組み

(回答銀行：58行(複数回答可))



## 2. 東日本大震災対応を通じて銀行が重要と認識した点

アンケートでは、会員銀行が、東日本大震災に係る「初期対応」、「復旧対応」および「復興対応」の3つの段階<sup>71</sup>において重要と認識した事項を調査したが、本項では、その調査結果を概説する。

### (1) 初期対応

初期対応に関しては、93行から「利用者・従業員の安全確保・安否確認」が重要との回答が寄せられた。これは、改めて意識された震災発生直後の安全確保・安否確認の重要性を反映したものと思われる。

次いで、「対策本部の早期設置・指揮命令系統の一元化」が重要との回答（67行）が寄せられ、迅速な対応を行うための取組みや体制整備の重要性が認識されている。また、連絡手段の複線化などの「情報伝達手段の拡充」が重要との回答（35行）が寄せられた。これらは、初期対応における情報収集・一元的運用の重要性を反映したものと思われる。

また、震災発生後も金融システムの維持および銀行業務の継続を確保する観点から、緊急時の業務継続体制の確立、燃料や人員の確保も含めた「業務継続のための取組み」が重要との回答が32行から寄せられた。東日本大震災後、わが国決済システムや金融機関は、震災発生後も全体として安定的に業務を継続し、金融インフラとしての正常な機能を維持した（I. 2. 参照）ことを踏まえると、会員銀行の高いモラルが反映されたものと思われる。

なお、東北・関東地方に本店を置く地域銀行（30行）を中心に「水・食料・燃料等の物資の確保」が重要との回答が17行から寄せられており、災害時のライフライン喪失時に備えた物資の備蓄が重要な事項として挙げられている。

### (2) 復旧対応

復旧対応に関しては、緊急融資や災害貸出の実施等の「災害状況に応じた金融サービスの提供」が重要との回答が最も多かった（54行）。本回答に付随して、顧客・企業によって東日本大震災の影響が区々であることから、顧客・企業の実情にあわせて、ケースごとに適宜対応していく必要性が回答されている。

---

<sup>71</sup> アンケート調査では、①「初期対応」を「『震災直後』（3月11日～18日）に行った対応」、②「復旧対応」を「被災した施設や機能（事業者・銀行の施設や機能を含む）を災害前の状態に戻すことを基本とする対応」、③「復興対応」を「原形復旧だけでなく、災害前よりも地域の活気や安全が高まるように生活・社会環境を再建していく活動または過程に関する対応」としている。

また、上記のような金融サービス等のソフト面だけではなく、「早期の営業再開・ATMの再稼働」が重要といった被災店舗等のハード面の早期復旧を指摘する回答もあった（42行）。

この他、休日営業を実施する等の「状況に応じた業務体制」（15行）や「相談窓口の設置」（11行）といった回答があった。

### (3) 復興対応

今後に向けた復興対応では、二重ローン問題への対応や特別融資等の「銀行における復興支援の強化」が重要との回答が最も多かった（63行）。内訳を見ると、「相談窓口の設置」（20行）や「企業や個人を対象にしたセミナーの開催、コンサルティング機能の発揮」（22行）といった顧客支援に係る具体的な対応が挙げられている。

また、「自治体などとの官民連携」が重要との回答が17行から寄せられた。これは、国・被災自治体の震災特例制度やまちづくりと並行した中長期的な視野での体制整備という趣旨であり、個別銀行としての取組みに加えて、自治体との連携の可能性を指摘するものと考えられる。

## 3. 今後の大規模災害に向けた課題

本項では、アンケートによって明らかとなった震災対応に係る今後の課題とその解決に向けて「政府・行政」および「銀行界全体」に求められる取組みについて概説する。

### (1) 銀行の大規模災害対応に係る今後の課題

今後の大規模災害に向けた課題では、「(店舗間・行員との) 連絡(通信) 手段の確保」に関する回答が多く寄せられた（66行）。「2. (1)初期対応」における回答と同様、初期段階における安全確認や状況把握を重要視する回答が多いことが特徴である。

また、「業務継続体制の確保」が重要との回答も多く寄せられた（65行）。内訳を見ると、東日本大震災後に生じた停電への対応を念頭に置いた「水・食料・燃料等の物資不足への対応」が重要との回答が多かったほか、東日本大震災で顕著であった津波による影響や原発事故等を想定した対応が重要との回答が寄せられた。これら事項は、東日本大震災による教訓のひとつと考えられる。

この他、銀行内の部門間や他の金融機関および自治体との間での「連携体制の確保」（13行）、津波や計画停電を想定した「BCPの実効性の確保」（13行）が回答された。

## (2) 「政府・行政」に求められる取組み

課題解決に向けて政府や行政に求められる取組みについては、災害発生時の「金融機能維持に向けた弾力的な運用」が重要とする回答（26行）が寄せられた。具体的には「緊急車両の登録の迅速化」、「燃料の優先補給の枠組みを設ける」との回答であるが、これらは、東日本大震災後に銀行業務を継続するに当たって必要となった現金輸送に係る車両の運行とそのため燃料の確保等を念頭に置いた回答である。東北地方・関東地方に本店を置く地域銀行からは、「社会インフラのひとつとして金融システムの維持が必要であることは理解しているものの、維持に必要な措置（特に電力・燃料の確保）については、個別銀行の努力では限界がある」旨の回答があった。

また、政府に対して、災害発生時に対応するための「災害に対する設備等（緊急連絡手段、通信ネットワーク）に対する補助・助成」を求める回答が27行から寄せられた。

この他、電気・ガス・水道等の「社会インフラの速やかな復旧」、津波避難場所の設置等の「災害発生時に対応可能なインフラの整備」が重要との回答が寄せられた。

## (3) 「銀行界全体」に求められる取組み

銀行界全体に求められる取組みについては、顧客対応等の「業務に係る銀行間の連携」が必要であるという回答が最も多かった（51行）。また、食料・燃料等の確保を目的とした「物資確保のための銀行間の連携」との回答が38行から寄せられたほか、「対応事例等の情報・経験のフィードバック」との回答が39行から寄せられた。

この他、「他行の被災状況や営業状況等の把握」（5行）、「より幅広い関係者を含めた災害対策訓練の実施」（9行）、「行政への働きかけ」（3行）といった回答も寄せられた。

#### IV. 大規模災害への対応と今後の課題

第Ⅰ章、第Ⅱ章では、東日本大震災の被害状況を概観したうえで、震災後の政府・銀行界の対応について整理した。また、第Ⅲ章では、会員銀行を対象に実施したアンケート調査にもとづき、震災後に銀行がどのような取組みを行い、今後の大規模災害に向けてどのような点を課題としているのかを概観した。

本章では、第Ⅰ章から第Ⅲ章の内容を踏まえ、これらを通じて得られた大規模災害への対応と今後の課題を整理する。

##### ○ 大規模災害への対応と今後の課題

阪神・淡路大震災（1995年1月）、新潟県中越地震（2004年10月）、新潟県中越沖地震（2007年7月）等の大規模地震の発生を受け、銀行界においてはBCPを見直し、大規模災害対応に係る各種教育や訓練を継続的に実施することによって、対応能力の向上に取り組んできた。このため、東日本大震災においても、全体としては緊急対応体制を組成し、政府・日銀等と連携しながら、現金の供給、資金決済等の継続的な金融サービスの提供や災害時金融措置を速やかに実施するなど金融機能の維持に努め、安定的に業務を継続することができた。

しかしながら、東日本大震災は、電力、通信等のライフライン・インフラ機能の麻痺、燃料不足による物流への支障等、様々な災害対策上の課題を顕在化させるとともに、BCPの見直しを求めたことも事実である。銀行は、こうした事実を踏まえ、今後発生し得る震災に備え、BCPの見直しや防災対策の強化・拡充を個別に行っているところであるが、全銀協においても、東日本大震災で得られた経験・知見を共有し、銀行界全体の震災対応能力を向上させることを目的として、平成23年度には「震災対応にかかる業務継続計画（BCP）に関するガイドライン」を取りまとめたほか、本年度（平成24年度）には、東日本大震災の教訓および同ガイドラインを踏まえた首都直下地震発災を想定した訓練シナリオによる銀行界で初めての業界横断訓練を実施している。本訓練においては、訓練のシナリオ状況、かつ、限られた訓練項目に関しては、銀行界としては相応の態勢が整備されており、抜本的な見直しを迫られるような問題点は見当たらなかったと評価しているが、個別の訓練結果においては、各行の態勢整備状況には差異が見られ、より一層の態勢強化が必要であると考えられる項目も少なくなかったとしている。

また、現在、政府においては、首都直下地震対策や南海トラフ巨大地震対策等の検討が進められており、これらを踏まえた対応も必要である。

各行においては、同ガイドラインや訓練結果、政府の動向等を踏まえ、自行のBCP

を再点検するほか、いわゆる PDCA サイクルによる不断の取組みを継続し、大規模災害発生時における金融機能維持のための対策の充実・強化を図ることが望ましい。

全銀協としても、同ガイドラインの見直し等により各行の態勢整備状況の底上げを促すとともに、業界横断訓練の実施や業界内連携の確立等を通じて、各行の業務継続態勢の向上に寄与し、ひいては銀行界全体の業務継続態勢の向上に資するような取組みを継続していくこととしたい。

他方、政府においては、地震・津波・液状化対策等を目的とした企業の防災・減災対策を行う場合の補助の拡充等、震災対応等の支援を行うこと等によって、個別企業の震災対応をサポートし、インフラ整備の役割を果たすことが期待されるとともに、震災からの復旧・復興や今後の災害対策として、災害耐性を備えた社会資本の整備が必要と考えられる。このような政府の施策は、銀行界のみならず経済界全体に影響を及ぼすものであり、他の団体の要望等も踏まえ、銀行界としても共同歩調を取る方向で検討していくことが考えられる。

## おわりに

本レポートは、2011年3月11日に発生した東日本大震災による金融機能・決済機能への被害状況およびそれに対する銀行・決済インフラ提供者・中央銀行および関係当局の対応を記録するとともに、復興に関する政府・銀行界・各銀行の対応を紹介することにより、将来への示唆を得ることを期して作成した。

東日本大震災における対応では、1995年1月に発生した阪神・淡路大震災等の経験が役立ったことは記憶に新しい。再び今回のような大惨禍が繰り返されることのないよう強く願うものであるが、天災はいつ再び降りかかってくるか予断を許さない。今回の大震災による経験を生かし、次の災害に備えることは有益と考えられる。

第I章～III章に記した大震災の被害状況、各銀行・決済インフラ提供者・中央銀行および関係当局の対応は、規模の相違があっても、銀行が金融業務を継続する際にポイントとなる事項を網羅していることから、災害が生じた場合の参考となることを願っている。また、第IV章の今後の課題については、大規模災害発生に備えた対策の実施や、大規模災害発生時の銀行の業務継続に資する観点から、これまでの取組みを継続するとともに、より一層の対策の充実・強化を図ることが望まれる。

本レポートは「東日本大震災」の発生から2年近く経た時期に作成したものであるが、被災当時の懸命な努力や取組みの記憶は色褪せていない。震災当時の銀行および関係当局の懸命の対応を思い返すとき、その記録を後世に残すことの意義は大きく、再び生じ得る大規模災害に対する備えになるとともに、復興に役立つことを願ってやまない。

以 上



## 東日本大震災・福島原子力発電所事故への対応に関する要望

一部項目につきましては既にご対応頂いている事項もございます。なお、詳細につきましては、別添に「想定シナリオ」毎に取りまとめております。

## 記

## I. お客さまの利便性確保・負担軽減に係る取組

## 1. 生活者の生活資金確保等に向けた柔軟な対応

被災者の方には、通常の金融取引で必要となる必要書類が整わない等により、生活資金の払い戻しが難しい等の不便が生じております。民間金融機関では、これまでも柔軟な対応に努めておりますが、以下の措置の実現により、被災者の方の一層の支援をお願いいたします。

## (1) 預金払い戻し、相続

- ① 本人確認資料が無い場合の特例的な方法の例示や柔軟な対応措置
  - － 死亡推定者に対する親族への取引内容の開示や払い戻し時における書面で実施しない本人確認方法の例示 等
- ② 犯罪収益移転防止法上の必要手続の弾力的な運用
  - － 200万円超現金出金、10万円超現金振込の本人確認記録の作成・保存の免除。特例の終了時期・運用の明確 等
- ③ 民間金融機関の柔軟対応後の裁判等で銀行が不利益を被らない措置、公的補填制度の創設

## (2) 保証意思確認

- ① 保証意思確認手続の例外対応の許容
  - － 面談困難先に対する筆跡・架電での意思確認の効力の認定
- ② 民間金融機関の柔軟対応後の裁判等で銀行が不利益を被らない措置、公的補填制度の創設

## (3) その他

- ① 相続人からの登記申請に対する法務局での特例措置
  - － 担保権利証・登記識別情報の喪失時の特例等
- ② 財形住宅等の目的外払出に関する非課税となる特例措置
- ③ 確定拠出年金制度等に係る特例措置
  - － 脱退一時金の受取条件の緩和・所得税の全免 等

## 2. 円滑な資金供給に資する信用補完、等

民間金融機関による復旧、復興資金の円滑な供給促進のため、被災した事業者および個人、ならびに間接被害が予想される事業者に対する公的な信用補完制度や負担軽減に向けた各種規制等の柔軟運営に関し、以下の措置をお願いいたします。

## (1) 中小企業に対する支援

- ① 信用保証制度の利用手続の柔軟化・拡充 等
  - － 「災害関係保証」の利用手続の柔軟化・拡充（一般枠・セーフティネット保証からの別枠化、間接被災者への制度適用、つなぎ融資の旧債弁済許容、地震関連不渡手形の罹災証明への代用 等）
  - － 「セーフティネット保証」の利用手続の柔軟化・拡充（企業基準要件の緩和、地震関連不渡手形の担保受入 等）

- － 既存保証制度に合致しない震災影響企業向け別枠保証の新設（計画停電対応に伴う「節電関係保証」等）
  - ② 信用保証制度に係る運用ルールの緩和 － 代位弁済猶予に伴う利息弁済範囲の拡大、保証料一部減免 等
  - ③ その他の資金繰り支援策 － 倒産防止共済法による貸付要件の緩和、税金・公共料金等の支払猶予 等
- (2) 個人等に対する支援
- ① 住宅ローン等への信用補完制度の拡充 － 住宅金融支援機構「住宅融資保険制度」の拡充 等
  - ② 改正貸金業法における例外貸付についての被災者に対する解釈の明確化 等
  - ③ 生活資金用の無担保ローンに関連する公的融資制度の拡充・創設
- (3) 大企業・中堅企業に対する支援
- ① 被災影響の大きな中堅・大企業向けの民間金融機関融資にかかる公的債務保証制度の創設
  - ② 日銀による企業資金調達力の捻出のための CP/社債の買上げ等の継続と必要に応じた拡充
- (4) 金利面等での資金繰り補完
- ① 被災者向け貸金・ローンに対する利子補給制度の新設 － 新規・既存の融資への対応
  - ② 区画整理等、公的資金による被災住宅地等の買上げの実施
- (5) 円滑な資金供給を継続するための措置
- ① 自己査定における債務者区分判定・担保評価等における柔軟運営の許容
- (6) 税制面での優遇
- ① 不動産関連税制の特例措置 － 居住用資産の買替え特例の拡充、被災地の固定資産税の免除 等
  - ② 復旧・復興目的の借入等に対する優遇税制 － 補修や買換え目的の借入に対する優遇 等
  - ③ 借入に係る印紙税、担保権設定に係る登録免許税等の減免

### 3. 政策金融機関による柔軟対応

被災者の状況によっては民間金融機関では対応困難なケースも想定され、以下のような施策について政府系金融機関による柔軟な対応をお願いいたします。

- ① 災害復興等に係る融資の柔軟対応 － 無担保・無保証案件、担保僅少案件への積極対応
- ② 民間金融機関の債権保全面への配慮 － 先順位担保権者との順位変更を不要とする措置 等
- ③ 危機対応制度等を活用した量的補完、資本性資金の供給
- ④ 国内企業の海外事業への支援 － 企業の外貨資金繰り困窮時の国際協力銀行による直貸制度の復活 等

## II. 金融円滑化に向けた金融市場および金融機関の健全性・安定性確保の観点での取組

私ども民間金融機関は、震災発生直後から、被災者の生活支援等を含め金融の円滑化に努めて参りましたが、今後も引き続き、広範に金融の円滑化を図るためには「金融市場の安定」と「健全な金融インフラ・金融機関」の双方が不可欠です。双方の健全性・安定性を担保する観点から以下の措置をお願いいたします。

### 1. マーケットの安定性関連

- ① 日銀の米ドル資金供給オペレーションの柔軟対応の継続
- ② 外貨準備等を活用した柔軟な流動性供給(預託の増額等)

- ③ 日本の金融システムの安定性に関する金融当局からの情報発信
- ④ カラ売り規制延長や当局によるモニタリング強化等を通じた、過度な投機的取引の抑制 等

## 2. 規制関連

### (1) 会計処理

- ① 有価証券・固定資産の減損判定、保有区分の弾力的な運用
- ② 税効果会計上の会社区分の柔軟な運営や簡便的な見積もりの許容
- ③ 災害損失特別勘定等の特例措置 等
- ④ 震災で計上される個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の全額無税処理

### (2) アウトライヤー規制

- ① 適用基準の緩和
- ② コア預金減少を抑制する施策の検討

### (3) 自己資本比率規制

- ① 開示時期の延期、開示内容の簡便化
- ② 有価証券評価損を基本的項目から控除しない特例の延長

## 3. 決算・開示関連

- ① 決算書類の提出期限の延期、記載項目の簡素化
- ② 株主総会の開催期日等、会社法関連の法定期限の延期
- ③ 金融円滑化法に基づく法定報告・開示の延期または簡素化

## 4. その他

### (1) 被災影響の大きな金融機関に対する支援

- ① 被災地域における預金への信認確保 – 必要に応じた「預金全額保護」宣言の検討 等
- ② 資金調達逼迫時の日銀、公的金融等による無担保資金供給
- ③ 被災地域での債権書面滅失時における債権保全上の救済措置の創設
- ④ 検査・報告等による負担を軽減 – 顧客対応のための営業維持やシステム対応最優先

### (2) 金融インフラ維持

- ① 基幹システムおよびネットワークの運営維持に向けた電力、燃料の安定的確保
- ② 営業店等における自家発電用燃料の備蓄規制の緩和
- ③ 通勤時間中の公共交通機関の運行確保

以 上

## 東日本大震災・福島原子力発電所事故への対応に関する要望

	想定されるイベント	銀行の状況／対応	要望事項
顧客保護の観点での取組	取引者本人が死亡・行方不明等で連絡が取れない	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ローン・貸金で延滞が発生</li> <li>● 回収交渉の当面の自粛</li> <li>● 被災地の実態や政策面のサポート等を踏まえ、自己査定区分を柔軟に検討</li> <li>● マル保貸金の場合、緊急避難により連絡が途絶した場合等は、代位弁済手続を見合わせ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監督指針・検査マニュアル等について、債務者区分判定の柔軟な運営を許容 但し、財務健全性に配慮した銀行自己査定 of 自主性も許容 ⇒ 3/31、金融庁が金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化を公表。「震災による赤字・延滞を『一過性』と判断できる場合、債務者区分引き下げは行わなくてもよい」旨等を明確化</li> <li>● 代位弁済請求範囲の拡大 代位弁済請求猶予に伴う、利息弁済範囲の拡充、保証協会の延滞発生時の報告ルールの緩和、等</li> </ul>
	● 本人死亡未確認のまま相続が発生（または相続人全員が揃わないまま相続が発生）	● 相続手続自体は戸籍謄本徴求後に実施するが、相続人からの生活費等の出金申出に金額上限を定め対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人確認資料が無い場合、特例的な方法の例示 個人情報保護法の観点で、死亡推定者に対する家族等第三者への取引内容開示等の特例対応が必要</li> <li>● 犯罪収益移転防止法上、必要となる手続の弾力的な運用 200万円超現金出金、10万円超現金振込の本人確認記録の作成・保存の免除</li> <li>● 民間金融機関の柔軟対応後の裁判等で、銀行が不利益を被らないための措置、銀行に損失が生じた場合の公的補填制度の創設 相続に必要な手続の弾力的な運用</li> </ul>
	● 債務者本人兼(根) 抵当権設定者の死亡未確認のままの債務引受	● 債務者本人兼(根) 抵当権設定者が死亡未確認の状態のまま、相続人の誰かに債務引受してもらう	● 債務者兼(根) 抵当権設定者(すなわち担保不動産の所有者)が死亡未確認の状態であっても、相続人からの登記申請により、債務引受を原因とする『(根) 抵当権の債務者の変更』と『引受債務の被担保債権への追加』の登記を可能とする特例対応の新設
	● 本人死亡を特定する証明書類が入手困難(団信保険金が支払われない)	—	● 団体信用生命保険の支払いの柔軟措置 必要書類の免除、保証期間の延長・利息請求期間の拡大、震災死亡判明者については代弁後でも団信保険支払いとする等柔軟に対応することを保険会社に要請。また、死亡事実の証明方法(特に行方不明者)の更なる柔軟な対応(新聞報道等があれば対応する等)を保険会社に要請
取引者本人と連絡は取れるが震災等で通常取引が困難	● ローン・貸金の返済を猶予	● 金利の引き下げ、借入期間の延長、元金・元利金の据置を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己査定等での柔軟な運営と検査等での配慮 仮に元利金を一定期間据置した場合、自己査定上、未収利息先と異なる取扱いとする(延滞扱いとせず) ⇒ 3/31、金融庁が金融検査マニュアル・監督指針の特例措置、運用の明確化を公表。「震災による赤字・延滞を『一過性』と判断できる場合、債務者区分引き下げは行わなくてもよい」旨等を明確化</li> <li>● 既存貸出・ローンの金利引下げを検討するにあたり、公的機関による利子補給制度等の創設による支援も拡充</li> </ul>
	● 債務者事情を踏まえ、リスケ手続が長期化	● 債務者事情を踏まえ、リスケ手続が長期化	● 金融円滑化法に基づくルールの緩和 申出後3ヶ月超未決着事例を「見なし謝絶扱い」とする摘要の緩和
	● マル保貸金の場合、リスケ時の追加保証料が発生	● マル保貸金の場合、リスケ時の追加保証料が発生	● 保証料の一部減免を許容 震災対応制度融資と同様の資格要件で認められた先への許容

	想定されるイベント	銀行の状況／対応	要望事項	
顧客保護の観点での取組	取引者本人と連絡は取れるが震災等で通常取引が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 担保物件の消失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害の全容把握に長期を要する虞れ 震災や原発災害対象地域における担保評価(実査定)困難</li> <li>● 財務健全性に配慮し自己査定上で引当金を積み増す必要性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監督指針・検査マニュアル等について、被害を受けた物件が極めて広範にわたること等を踏まえた柔軟な運営を許容、特例措置の検討 事態が沈静化するまで、担保評価額の据置き許容、震災被害や放射能汚染等に伴う評価減による引当基準等の緩和措置、国・自治体等からの補償が見込まれる場合の分類額への反映(控除)、保証協会の条件担保の現地確認等の担保管理猶予、等 但し財務健全性に配慮した銀行の自己査定・引当基準の自主性も許容 ⇒ 3/31、金融庁が金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化を公表。「再評価・実査が困難な担保物件はそれまでに把握している担保評価で査定し、その旨を「注記」する特例を措置</li> <li>● 事業継続困難、債務者保証人とも連絡が取れない先等に対するIV分類部分について全額無税扱いの許容</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅・設備の建て替え・補修が不可能(担保価額の下落)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 担保物件売却後もローンが残存</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当面の借入負担軽減、借入負担を増加させない住み替え促進のための不動産税制の特例措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住用資産の買換え特例拡充(所有期間、居住期間の制限の撤廃、取得期間の延長)</li> <li>・ 被災地における固定資産等に関する固定資産税・都市計画税の一定期間の免除又は軽減</li> <li>・ 被災地域内で被災者並びに被災企業が不動産を新規に取得する場合の不動産取得税の一定期間の免除又は軽減</li> <li>・ 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却</li> <li>・ 法人・事業性個人について、被災代替資産等の特別償却、特定の資産の買換えの場合の課税の特例</li> </ul> </li> <li>● 売却による借入負担の解消促進のため、区画整理等、公的資金による被災住宅地等の買い上げの実施</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 借替時の保証意思確認等の面前自署手続が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保証意思確認手続等の例外対応について検討 筆跡・架電による口頭意思確認をもって面前意思確認に代用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 裁判等で銀行が不利益を被らないための措置、もしくは銀行に損失が生じた場合の公的補填制度の創設</li> <li>● 保証協会融資の際の異例対応許容(保証人印鑑無し等)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代表者が1人のみの企業で、代表者が死亡・行方不明</li> <li>● 担保権利証、登記識別情報を喪失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条件変更時の登記手続が遅延</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法務局による特例対応の許容</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 預金払戻し時の必要書類等の喪失 通帳・カード・印鑑等の喪失、等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的判断での本人確認により払戻しを実施 面識による本人確認等</li> <li>● カード再発行に伴う手数料を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人確認資料が無い場合、特例的な方法の例示 個人情報保護法の観点で、死亡推定者に対する家族等第三者への取引内容開示等の特例対応が必要</li> <li>● 犯罪収益移転防止法上、必要となる手続の弾力的な運用 200万円超現金出金、10万円超現金振込の本人確認記録の作成・保存の免除</li> <li>● 民間金融機関の柔軟対応後の裁判等で、銀行が不利益を被らないための措置、銀行に損失が生じた場合の公的補填制度の創設 相続に必要となる手続の弾力的な運用</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財形住宅・財形年金貯蓄制度の目的外引き出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財形住宅・財形年金貯蓄制度の目的外引き出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目的外払出に関する非課税扱いの特例措置等の実施</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪収益移転防止法の改正(震災の特例:被災者の申告による本人確認許容)により、架空・なりすましの取引が発生する懸念あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客(被災者)より可能な限りの資料徴求、確認・同意書の取得による取引目的等の確認を通じて、架空・なりすましの排除努力を行う。</li> <li>● 口座開設許容先は、不審・不自然な口座異動がないか事後モニタリングを強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特例の終了時期の明確化</li> <li>● 顧客(被災者)との取引時の確認事項のガイドライン制定</li> </ul>

	想定されるイベント	銀行の状況／対応	要望事項
顧客保護の観点での取組	取引者本人と連絡は取れるが震災等で通常取引が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪収益移転防止法の改正（震災の特例：被災者の申告による本人確認許容）にもとづく取引先に関して、最終的な本人確認が未済となる可能性がある。</li> <li>● 確定拠出年金制度からの脱退等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最終的な本人確認手続未済先に関する柔軟な措置</li> <li>● 確定拠出年金制度からの脱退一時金の受取要件の緩和・所得税の全免</li> <li>● 被災企業に係る適格退職年金の廃止期限の延長</li> </ul>
	復旧・復興のためのニューマネーが必要（運転・設備資金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害関係保証制度を活用したいが、罹災証明の取得困難、長期化役所へのアクセスが困難、かつ処理手続も長期化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害関係保証制度の利用手続の柔軟化・拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接被災者だけでなく、間接被災者（取引先）への制度適用</li> <li>・一般枠・セーフティネット枠とは別枠での対応</li> <li>・保証協会審査目線の弾力化（リスク先への新規与信・不動産担保評価）</li> <li>・事業所在地外の地方自治体による罹災証明書発行</li> <li>・運転資金の罹災証明についての柔軟な対応（資金用途の拡大（運転資金の許容））</li> <li>・罹災証明書発行までの間の「つなぎ融資」の振替許容</li> <li>・罹災証明書の原本確認後の複写受入の許容、罹災証明書徴求省略許容</li> <li>・利子補給や保証料の軽減、地方公共団体による（一部）負担</li> <li>・地震関連不渡り手形の資金化（罹災証明の代用としての活用）</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直接被害に加え、物流影響、節電影響等の間接被害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復旧・復興支援に対する公的金融の充実</li> <li>● 首都圏等、間接被害先に対する資金支援が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害関係保証制度で対応しきれない顧客に対する保証制度の設置（節電関係保証等、別枠化）</li> <li>● 全国緊急保証の1年継続 <ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット対象拡大（企業基準の緩和）、保証審査要件の緩和</li> <li>・地震関連不渡り手形の資金化（担保として受入）</li> </ul> </li> <li>● 無担保保証枠の一段の拡大、日本政策金融公庫補填率の一段の引上げによる地域信用保証協会への支援強化</li> <li>● 住宅ローンに関連する公的な信用補完制度の拡充・創設</li> <li>● 生活資金用の無担保ローンに関連する公的な融資制度創設</li> <li>● 被災者向けの借入金・ローンの利子について、公的機関が補給する制度を創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>（例）阪神淡路大震災復興基金利子補給事業</li> <li>被災地に住宅を再建できない場合が多いと予想されるため、県外への住替も利子補給対象となるような広範な制度が必要</li> </ul> </li> <li>● 被災影響の大きい中堅・大企業向けの債務保証制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>（例）金融機関の審査をベースに後付けで保証を付与するスキームとし、迅速な審査を実施する（金融機関別に保証枠を設定するなど）</li> </ul> </li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補修目的の借入も含めた優遇税制の創設、既存借入分も一定期間税額控除を認める等の特例措置の実施</li> <li>● 借入に係る印紙税、担保権設定に係る登録免許税等の減免</li> <li>● 不動産取得税・登録免許税等、各種税金の軽減措置の実施</li> </ul>

想定されるイベント		銀行の状況／対応	要望事項
顧客保護の観点での取組	復旧・復興のためのニューマネーが必要(運転・設備資金)	● 国や地公体が発注する仕事でも回収まで長期間掛るケースがある。また債権譲渡禁止文言が付与されており、資金調達への活用困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業倒産防止共済法による共済金の貸付要件緩和 共済借入には、取引先が取引停止処分になったことについて、手形交換所の発行する証明書が必要。金融上の措置により、被災企業の不渡り処分が猶予されている場合、証明書の発行を受けられないため、特例措置が必要</li> <li>● 公的セクターが支払う資金の前払い</li> <li>● 他金融機関への債権譲渡を認める(債権譲渡禁止文言をつけない)</li> <li>● 大企業による下請け、協力会社への支援要請の実施(大企業の資金繰りは金融機関が支援。結果として中小企業の資金繰り改善に資する)</li> <li>● 雇用助成金、倒産防止共済等の早期対応(中小企業の資金繰り改善)</li> <li>● 税金・公共料金等の支払い猶予(キャッシュアウトの防止)</li> </ul>
	● 被災者の住宅や事業用資産等の復旧にかかる資金需要が発生	● 金利優遇等で、建築資金を支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅ローンに関連する公的な信用補完制度、住宅金融支援機構の「住宅融資保険制度」等の拡充・創設 災害救助法適用地域の他、①罹災証明、②勤務先罹災、③賃貸物件罹災、にも適用</li> <li>● 被災者向けの借入金・ローンの利子について、公的機関が補給する制度を創設 (例)阪神淡路大震災復興基金利子補給事業 被災地に住宅を再建できない場合が多いと予想されるため、県外への住替も利子補給対象となるような広範な制度が必要</li> <li>● 補修目的の借入も含めた優遇税制の創設、既存借入分も一定期間税額控除を認める等の特例措置の実施</li> <li>● 借入に係る印紙税、担保権設定に係る登録免許税等の減免</li> <li>● 不動産取得税・登録免許税等、各種税金の軽減措置の実施</li> </ul>
	● 生活資金等、小口資金ニーズの高まり	—	● 被災者の小口資金ニーズに対応する公的な貸付制度の拡充、金融機関が小口資金を供給しやすくなる公的な信用保証制度の創設
	● 社債等の償還リスクが高まる可能性あり	● 貸金による支援で手一杯になる可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日銀による企業資金調達力捻出のためのCP／社債の買上げ等の継続と必要に応じた拡充 ⇒ 3/14、日銀が、「金融緩和の強化について」において、「リスク性資産を中心に資産買入等の基金を5兆円程度増額する」と公表</li> </ul>
	貸金業法関連	● 生活資金等、小口資金ニーズの高まり	—
政策金融関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災により経営が困難になった企業(連鎖的な影響を含む)で、民間金融機関による対応が困難な場合 具体的には、例えば、無担保枠を使い切り調達余力が枯渇した場合や、本社が海外現法を親子ローンで支援していたが、本社の経営難により継続できない場合等を含む</li> <li>● インフラ復旧等をはじめとする大規模な資金需要への対応</li> </ul>	● 民間金融機関による対応は困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害復興等に係る融資の柔軟対応 担保条件の大幅緩和等により、特に民間金融機関では対応が困難な場合のある無担保・無保証、あるいは担保僅少等の案件に対して積極的に対応 限度額の引き上げ・柔軟な審査・被災地域での人員強化</li> <li>● 民間金融機関の債権保全面への配慮 先順位担保権者との順位変更を不要とする、政府系金融機関の担保条件を緩和、等</li> <li>● 危機対応制度等を活用した量的補完、資本性資金の供給 (必要に応じ、同制度における補償割合の変更等も検討)</li> <li>● 社会インフラの整備に係る投融資事業の規模拡大・積極化</li> <li>● 大・中堅企業を含む国内企業の海外事業への支援措置 国際協力銀行による海外事業に係る国内企業への〈外貨〉直貸制度の復活や、中小・中堅企業向けツーステップローンの対象への中堅・大企業の追加、その他直貸のみ可能な制度において「保証」を追加する、等</li> </ul>

	影響分野	想定される事象	銀行の対応／リスク・論点	要望事項
金融機関の健全性確保の観点での取組	マーケット影響の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災および原発事故を背景として、日本に対するリスク回避のため、資金運用者の一部に邦銀との取引を手控える動き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在、日銀のオペレーションは毎月1回実施されているが、向こう1ヶ月の資金繰りは見通し難い状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日銀の米ドル資金供給オペレーションの柔軟対応の継続 バックストップとしての機能を十分果たせるよう、頻度を増やす、適用金利の引き下げ等 ⇒ 3/25、日銀が、「米ドル資金供給オペレーションのオファー日程の追加について」において、4月分の柔軟対応について公表</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本に対するリスク回避の動きが継続した場合、外貨資金繰りが不安定になる可能性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外貨準備等を活用した柔軟な流動性供給(預託の増額、等)</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要通貨以外にも、海外の地場ローカル通貨の調達に困難になる可能性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急時の地場通貨の供給について、地場通貨当局に対する日銀等からのサポート</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本の金融システムに関する情報提供の不足(特に対海外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別行の有事対応への照会はもとより、決済を含めた日本の金融システム全般への海外からの照会多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的な金融当局からの情報発信(本邦金融システム全般の稼働状況・安定性・想定される影響等についてのご説明をホームページに記載する等)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急激な相場変動に伴う金融市場の混乱</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カラ売り規制の延長や当局によるモニタリング強化等を通じた、過度に投機的な取引の抑制や市場安定性の確保のための取組み</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決済インフラの障害発生に伴う、システミックリスクの顕在化</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日銀による弾力的な資金供給(決済集中日における資金供給、国債補完供給制度の柔軟化、等)</li> </ul>	
規制影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券の価格下落</li> <li>● 繰延税金資産の取崩</li> <li>● 店舗等の保有固定資産の減損に伴う自己資本比率の低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券売却の動きが加速し、資本市場に悪影響を及ぼす虞れ</li> <li>● 自己資本比率悪化に伴う外部調達への悪影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券、固定資産の減損判定、保有区分の弾力的な運用</li> <li>● 税効果会計上の会社会計区分の柔軟な運営や簡便的な見積り等の許容 ⇒ 3/30、JICPAが「東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について」を公表。「災害発生の状況から判断し、ある程度の概算による会計処理等も合理的な見積りの範囲内にあるものと判断できる場合もある」旨を留意事項として記載</li> <li>● 阪神・淡路大震災における災害損失特別勘定等の特例措置の実施・対象範囲の拡大(対象年度は2年程度)</li> <li>● 震災で計上される個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の全額無税処理</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己資本比率規制上、有価証券の評価損を基本的項目から控除しない特例の延長(平成20年12月12日付特例告示：平成24年3月まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アウトライヤー規制の適用基準の緩和</li> <li>● コア預金減少を抑制する施策の検討</li> <li>● パーゼルⅢ(流動性比率規制等)の導入時期への配慮</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行自己資本の減少や預金の流出によるコア預金残高の減少を原因とするアウトライヤー比率の悪化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国債を売却する動きが加速し、国債市場に悪影響を及ぼす虞れ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行決算実務と同様に、震災に伴う混乱で、自己資本比率の算定に影響</li> <li>● 被災地にある担保物件の実地調査や、被災者である債務者への現況聴取が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関の四半期決算作業における算定・集計作業負担が増加、長期化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己資本比率の開示時期を決算後45日から延期</li> <li>● 各種報告の提出期限の猶予等 提出期限を猶予する等の柔軟な対応が必要(対象：被災地に拠点を置く銀行など)</li> <li>● 自己資本比率の開示の簡便化(小数点以下1位に変更)</li> <li>● 決算における柔軟な対応の許容 被災地の担保物件評価について、各銀行の置かれた状況に応じて、厳密な評価を求めない等の柔軟な対応が必要(対象：被災地に拠点を置く銀行等) ⇒ 3/31、金融庁が金融検査マニュアル・監督指針の特例措置、運用の明確化を公表。「再評価・実査が困難な担保物件はそれまでに把握している担保評価で査定し、その旨を「注記」する特例を措置</li> </ul>		



	影響分野	想定される事象	銀行の対応／リスク・論点	要望事項
金融機関の健全性確保の観点での取組	決算・開示対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決算関連報告が遅延</li> <li>● 株主総会が開催不能</li> <li>● 震災対応による繁忙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主計部署で人的、システムの影響が生じている場合には通常の決算業務や新たな報告事項への対応が困難。</li> <li>● 会社法のスケジュールに沿った株主総会の開催が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法定書類(業務報告書、有価証券報告書、決算状況表等)の提出期限の延期、記載項目の簡素化(注記の省略等) ⇒ 3/31、金融庁が、「金融機関等の報告の提出期限の弾力化」、「有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置の延長」を公表。法令上提出期限が確定している報告等についての6月末延期等や、3月決算会社の有価証券報告書提出期限を9月末に延期する等を措置</li> <li>● 株主総会開催期日等、会社法関連の法定期限延期(議決権行使基準日の設定や剰余金配当決議の期間設定に関する会社法規則の適用緩和等) ⇒ 3/31、金融庁が、「金融機関等の報告の提出期限の弾力化」を公表。株主総会を定款所定の時期に開催されなくても、定款違反にはならない旨の解釈を提示</li> <li>● 中小企業金融円滑化法に基づく平成23年3月末基準の法定報告・開示について、期限延長または一部省略等の簡素化 ⇒ 上記のとおり6月末までの延期を許容する旨金融庁から公表</li> </ul>
	被災影響の大きな金融機関に対する支援(※)	● 被災地銀等、地場メイン取引銀行の体力低下	● 外部環境厳しく、自力資本調達等は限界(被災地域における預金信任の低下懸念)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機能強化法の延長(現在2012/3月)および増額(枠12兆円、使用済み3,495億円)を活用した被災地金融機関の資本増強</li> <li>● 同法の適用に際し、被災地の金融機関に限定して、経営強化計画・国の資本参加基準等を抜本的に緩和する方向で見直すとともに、当該資本増強に係る登録免許税を全額免除</li> <li>● 被災金融機関あての繰戻還付の凍結解除及び繰越欠損金の期限延長</li> <li>● 被災地域における預金への信認確保(必要に応じた「預金全額保護」宣言の検討、等)</li> </ul>
			● 被災地金融機関の流動性(資金及び担保)の著しい低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日銀による資金供給オペレーションの弾力的な対応(1回当たり応札上限額の撤廃、国債補完供給の弾力的な対応、等)</li> <li>● 日銀、公的金融等による被災金融機関への無担保資金供給手段の検討</li> </ul>
		● 本支店被災により対顧債権書類等が滅失	● 紛争時などに保有債権金額等の立証責任が発生	● 被災地域での債権書面滅失時の債権認定方法のルール化等による債権保全上の救済措置の創設
	● 震災対応による繁忙につき、検査・報告への対応が困難	● 各種報告、立ち入り検査等で、従来目線での対応が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たなガイドライン・報告等による負担を軽減し、顧客対応のための営業維持やシステム対応を最優先</li> <li>● 被災地域、被災債務者については債務者の意向を最大限尊重していることを前提に各金融機関の現実的な対応を認める(円滑化件数報告、期中管理等)</li> </ul>	
その他	個人情報漏洩対応	● ATMや支店等の流出、焼失に伴い、大量の個人情報の漏洩が発生	● 現状は実態把握できず。今後、事実確認・調査のうえ対応検討	● 漏洩した情報の特定や顧客への個別対応は困難。何らかの特例対応による、個別対応の省略を検討
	金融インフラの維持	● 電力・燃料不足による金融インフラの維持困難(含む計画停電の影響による公共交通機関の乱れ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各行で備蓄燃料を有しているが、計画停電の継続により、枯渇懸念大。</li> <li>● 通勤手段の確保が出来ず、開店に必要な人員が確保できない可能性。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関の基幹システム及びネットワークの運営維持に向けた電力、燃料(重油、軽油、ガソリン等)の安定的確保</li> <li>● 営業店等における自家発電用燃料の備蓄規制の緩和</li> <li>● 通勤時間中の公共交通機関の運行確保</li> </ul>
	債権譲渡	● 流動化取引(分散型)で、譲渡人(セラ)が必要書類(印鑑証明書等)を揃えられず、東京法務局へ登記申請できない	● 債権譲渡や流動化取引(分散型も含む)が実行できない可能性あり。	● 作成後3ヶ月超のものも添付書類として認める。(後日、作成後3ヶ月以内のものを再提出)

(※参考)阪神大震災時に生じた問題：①貸金庫の移設(顧客通知・移設方法)、②各支店への搬送問題、③事務集中部門の再構築、④義援金支払の多大な事務負担(現払/口座振込)、⑤不渡処分猶予措置の廃止時期等